

にすることが必要であり、そのことが、同時に契約当事者に安心感を与え、契約締結の促進にも役立つことになると思ふのでございます。具体的には、知事にその役割を担当してもらうようにすることが望ましいと思ふのでございますが、知事が適切かつ迅速に紛争の解決のあつせんを行つた場合には、契約当事者から、あらかじめ契約の内容を届けさせておくようにすることも必要であらうかと思ふのでございます。

次は、三者契約によりする分収造林の、造林者として適当と認められず者に、それに応ずる態勢を整へさせることが必要であります。法律案の第一条に規定されておりますように、分収造林契約には、土地所有者、造林者及び費用負担者の三者によりする契約と、そのうちのいずれかの二者によりする契約とがあるわけであり、造林者は、他人の資金を受け入れまして造林を行うものでありますから、確実な基礎と十分なる機構を持つてなければならぬと思ふのでございます。その意味で、都道府県森林組合系統機関等が適当であるように思われるのであります。全国的に見てみまると、必ずしもその受け入れ態勢が十分であるとはいえない現状でありますから、なるべくすみやかにその態勢を整へさせるようにすることも必要であらうかと思ふのでございます。

次は、分収造林契約に基きまして植栽された共有の樹木の分譲請求を認めないようによつてでございます。分収造林契約の安定性を確保いたしますとともに、契約当事者相互の権利関係

を明確にいたしますためには、分収造林契約に基いて植栽された樹木を、契約当事者全員の共有にいたしまして、伐採収穫するまでその分割を認めないようによつてすることが望ましいのでございます。ところが、民法第二百五十六條によりまして、各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができることになつておりまして、分割をしないという特約をする場合には、五年以上の契約はできないことになつておりますので、この規定の適用を排除する措置を講ずる必要があるのでございます。

次は、地方公共団体の所有いたした山林野につきまして、分収造林契約を締結いたします場合に、住民投票をしないで済むようにするわけであり、地方自治法第二百三十三條第二項によりまして、地方公共団体が条例で特に重要財産として指定しているものにつきまして、十年以上の長期にわたる独占的使用を許可する場合に、住民投票によらなければならないことになつておりますが、一々住民投票を必要とすることになつておきますと、事実上、民間投資による分収造林契約を締結することができないことになり、分収造林契約の性質から見まして、少くとも分収期間が五十年までのものにつきましては、住民投票を行わなくてもいいようにする必要があるのでございます。

次は、分収造林契約に基きまして、土地所有者及び造林者の分収いたしすいわけの分収所得が、山林所得であることを、法人が費用負担者となつて支出いたします費用が、税法上造林費としての取扱ひを受けるものであるこ

とを明かにすることであり、この法律案に基きまして推進しようとしております分収造林は、契約当事者全員の協議によりまして経営方針が定まることになるものであります。契約に基きまして植栽された樹木は、契約当事者全員の共有として、全員が共同して危険を負担するようにしようとするものであります。土地所有者及び費用負担者の分収所得は、その性質上山林所得として取り扱ふべきものでありますし、費用負担者の負担いたします費用も、現実には造林費そのものであります。見方によりまして、土地所有者の分収所得は不動産所得であるように見えますし、費用負担者の分収所得は利所得ないし配当所得にも見えないことはないものであります。また、費用負担者の負担する費用も一般の出資と同じように見られるおそれもありますので、現にそのような危険のために契約の締結をためらう者が少なくない現状でありますので、この際、土地所有者及び費用負担者の分収所得は山林所得であること、費用負担者の負担いたします費用が造林費そのものであることを明らかにする措置を講ずることにしたのでございます。

分収造林を促進いたしますには、大体以上の措置が必要であると考えらるのでございますが、これらのうちには、法律によらなければ解決できない事項と、指導、通達によつてその目的を達することができるとあるものがあるのをごいいます。ただいま提案中の分収造林特別措置法は、法律によらなければ解決できない事項ばかりを規定したものであります。第一に、都道府県知

事に分収造林契約の締結のあつせんをさせるようにした。第二に、分収造林契約にかかる共有の樹木につきまして、民法第二百五十六條の共有物の分割請求の規定の適用を排除することにした。第三に、地方公共団体がその条例で特に重要な財産として定めてお

ますものであつても、五十年をこえない期間の契約であれば、住民投票を行ふことなしに契約締結ができるようにした。この三点が本案の内容になつております。

税法関係の事項は、その内容が、山林所得と造林費という解釈にすぎませんので、法律に規定しなかつたのでございいます。分収所得につきましては、長い将来のことでもありますので、特に所得税法の政令を改正して、山林所得に該当するものであることを明確に規定いたすことになつております。法人が費用負担者となつて負担いたします費用が、税法上造林費として取り扱われるものであることにつきましても、法律施行後、国税庁から通達を出していただくことになつておりますので、十分にその目的を達することができると考えております。ただ、法律の規定があまりにも簡単でありますために、法律の規定をこらへたいたしたただけでは、必ずしも運用の方法等がはつきりしないうらみもあつたので、先刻申し上げました必要な措置の中に、指導通達によつて措置すべき事項もあつたので、法律の施行と同時にこれらの事項を総括いたしまして推進要項等を定めまして、法律の運用に遺憾のないようにいたしたいと思つております。大へん不十分でございますが、これ

をもつて補足説明を終らせていただきます。

○委員長(重政庸徳君) ただいまから審査を行います。まず質疑に移ります。御質疑の向きは、御質疑を願ひます。

○千田正君 この法案の中で、特にここに明記してありますところの土地所有者並びに造林者あるいは費用負担者、この三者の等分は権利として認められているわけであり、その場合に、先ほど御説明になつたいわゆる課税の対象、これは相当長い期間かかるわけであり、課税の対象という場合におきましては、三者同一の課税負担をしなければならぬといふことになるのですか、どうですか、その点を伺いたい。もちろん先ほどの御説明の点はわかりますが、これが伐採して売却された場合に、山林所得としての所得割合によつて税金は納めなければならぬといふことはわかりますが、長い間の課税の対象になる場合において、あるいは土地所有者が税金を負担しきれない場合も起るおそれもありますし、また造林者の場合で税金を負担できない場合もないとは限らない、そういうような場合の調整措置は、どういうふうな考えられますか。

○政府委員(石谷嘉男君) お話のように、この三者の契約の場合におきましても、あるいは土地所有者と造林者の二者の契約の場合におきましても、長い間の契約でございますからして、従いまして、契約にそれぞれ具体的内容につきましても、その間に、自分自身の都合等によりまして、なかなか必要な経費の負担がでかねるという

ような場合は、これはなくはないと思
います。たとえて申しますと、造林者
が造林費を負担するという場合におき
まして、なるほど契約を締結いたし
まして、いわゆる新植をいたす場合の
その費用は、その時の状況で支出した
いたしまして、その後の手入れ、保育
の費用が負担できかねるというよう
な場合がもちろんあるのをごい
ます。土地提供者の場合におきまし
ても、いわゆる自分の所有に因連をい
たします固定資産税のようなものにつ
きましては、当然土地所有者の長きに
わたる負担ということになるわけで
ございますが、そういうものもある時
期以降におきまして、必ずしも負担が
きかねるというようなことは、実はあ
ると思うのをごいします。そこで、そ
ういう意味合いにつきましては、結局
何としても自分の負担すべき費用の負
担をやいかねるというようなことに
なりますと、費用の負担割合に
よつてきめられておりますいわゆる
分収の中で、自分に属する分収額とい
うものを処分をしなければならぬとい
うような場合も出て参りますので、そ
ういうことにつきましても、私も一
応長い間の問題でもありますが、実
はあらかじめ予測をいたさぬわけでは
ないのではありませんが、ただ、そうい
ふような場合を除きますという、最後
の伐採取獲をいたします場合のいわゆ
る所得税でございますが、これにつ
きましては、ただいまの補足説明でも申
し上げましたように、これをいわゆる
山林所得として取り扱ひ、それぞれの
分収割合に応じて得られる所得とい
うものは、それ自体がそれぞれの山
林所得だというよりなふりに取り扱

れるべき内容を明確化しておきえ
れば、いわゆる自分の山に自分で造林
いたしたした場合と同じ扱いに相なる
ということである点の不安といふもの
は、私もいたしましては、この分
収造林を実施します上に、まず取り
上げておく必要があるということで、
先ほど申し上げましたように、政令に
よりましてその内容を具体的に書き上
げておくという措置を実は研究をいた
しておる、こういう状況でございます
す。

○千田正君 その趣旨はわかりまし
たが、しからば、たとえば農業にお
ける農地の土地所有者に、土地の
所有者が何かの事故のためにその土
地を手離さなければならぬ、たとえ
ば遺贈相続あるいは自己の財産の処分
等によつて、土地を売却しなければ
ならぬ、こういう問題が起きた場合、
優先権を、たとえば今の農業耕作の
者に、この造林者もしくはこの費用負
担者に優先的にそれを売りつけるか、
あるいは譲渡するとか、そういう優先
権を認めるかどうかという問題、こ
れは何しろ五十年以内ということだ
と、父祖三代にわたるいわゆる長い期間
のことであるから、あるいは財産を
喪失する場合も起るで、あるいはし
よう、いろいろな問題が起きてくると思
う。そういう場合に、土地の所有者が
土地を手離すという場合ですね、今ま
での契約しておいたほかの二者に對し
て優先的に譲り渡すとか、あるいは何
かの方法を講じたかたならば非常に
不安定だと、こう思いますが、その点
はどうなんでしょうか。

○政府委員(石谷憲男君) 御説の通
り、事情によりまして土地そのものを
譲り渡さなければならぬという事態
も起きますと同時に、造林者あるいは
費用負担者が、これまた同じような事
情によりまして、契約によつて約定
いたしたいわゆるこの自分の当然負
担すべき経費の支出を継続して実施で
きないというような場合も出てくるこ
とは、先ほど申し上げた通りでござ
います。私もいたしましては、その
場合におきましては、やはり持分権
の譲り渡しということによりまして、
この分収造林契約それ自体は契約期間
中継続させていきたいということに考
えておるわけでありまして、いわゆる
持分権を譲り渡します者が、そのと
きの事情によりまして、たとえばその
土地所有者の場合におきまして、造林
者にそれを譲り渡すという場合も出
てくると思ひますし、あるいは費用負
担者におきまして、それを土地所有者
に譲り渡すという、いわゆる契約当時
者の譲渡もありまして、そのほかにも
それ以外の第三者に持分権の譲渡を
させなければならぬような場合も出
てくるように考へておるわけでありま
す。

○千田正君 私の心配するのは、第三
者に、いずれかの三者のうちの権利を
第三者に、話し合いがつかないで、ある
いは何もなくて、実際において火急
の場合、第三者に譲り渡す場合が起
る、こういう非常にトラブルの原因を
私は心配するのです。その場合、往々
にして自分らが知らないうちに第三者
の権利が譲り渡された場合に、必ず
紛争が起きてくる、そういう意味にお
いて、対抗できるだけのはっきりした
法文を盛られますかどうか。

○政府委員(石谷憲男君) この持分
を譲渡いたすというような場合にお
きましては、いわゆる契約当事者のそ
れぞれの了解を得た上でないといふと、
持分譲渡はできないといふことに
契約の内容で約定させないといふこと
で、私もいたしましては、できる
だけ適当なる者に持分譲渡ができる
ように指導していきたい、かように
考へておるのであります。

○大河原一君 簡単な点ですが、自
主契約と申しますか、土地所有者とか
あるいは造林者という方々の自主契約
というところにこの法案は重点を置くの
か、あるいはまた、第三者の、いわば
役所やなんかのあつせんによる契約と
いう方に重点を置くのか、そういう
点、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(石谷憲男君) この分収
造林という方式によりまして造林を行
なつて参りたいという考え方を申しま
すのは、この造林を進めて参ります基
本的な方式とは必ずしも考へておらぬ
わけでありまして、やはり、造林を行
なつて参ります基本的な方式といたし
ましては、現在やつておられます補助
金の交付だとか、あるいは長期融資と
いうようなものを前提にいたしまして
、自力で造林をいたすという方式
が、あくまでもこれは造林推進の基
方式と考へておるわけでありまして、
そういう方法をかりにとるといたしま
しても、どうしても自分自身の力で造
林ができかねるというような対象地
が、大ざっぱに申し上げますとい
うと、今後、造林地域の拡大をはか
つて参らうと考へております約三百
万町歩の土地の中で、五十万町歩ば
かりあるわけでございます、まあそ

のにつきまして、分収造林という方式
で造林を取り進めていくことが適
当じゃないかと、かように考へてお
るわけでございます。

そこで、一体この分収造林の対象
になるものごいしますが、これはあく
までもその土地所有者が分収造林で
やつていきたいという希望を持つて
おる土地というものをまつ先に拾つて
いくことは、これは当然でございます
す。

次に、もう一つの問題をいたしまして
は、森林法の規定によりまして、伐採
後二カ年以内に造林をしなければなら
ない、まあこういうことになってお
るわけでございますが、この二カ年た
ちまして造林をいたさないものにつ
きましては、森林法に基く森林区実施
計画という計画の中で、造林の対象、
樹種、方法を指定しまして、造林の
義務づけを行つていく措置をいたすこ
とになっておるわけでございますが、
が、そういう措置をいたしたといしま
しても、なおかつなかなか造林され
ていかぬというようなものにつきま
しては、むしろ積極的に分収造林を、
跡地造林をされるように、特に強力に
あつせんを進めて参りたい、こういう
ことごいします。

この土地の方の關係はそういうこと
でございしますが、一方それに対しま
して、造林をする者、あるいは費用の
負担をする者といふものが、かりにな
い場合におきましては、これは、むしろ
そこに合はして、そういうものを探し
て、そうしてあつせんをするといふこ
とになると思ひますし、それから、
むしろこの造林者あるいは費用負担者
といふものが多数ございします場合に
は、その中から優先順位を設けまし

て、知事のあつせんに基いて、土地所有者との間に契約の締結が促進されるようにあつせんをする、まあこういうふうな考え方を持っております。

○大河原 次君 私がちよつとこの法案に対して心配の点は、この資料をいただいたのを見ますと、この用材の主要用途別の消費量ですが、二十五年から三十一年まで出ておるのですが、このうち建設用材として使われているのが、二十五年の場合五千四百萬石であつたやうが、三十一年度には五千七萬石で、大した上昇はないのですが、バルブの場合です、バルブの場合は一千万石であつたやうが三十一年度においては三千万石になつておる。このバルブの上昇率を考えた場合に、こういう法案ができることによつて、今後のバルブ資本の、何と言いますか、進出というものが、相当強く大きくなつてくるのではなからうか、こういう点を考えますときに、前にも農林大臣や次官から農業の政策が出されまして、さういふ今後の農業を考えた場合に、すなわち過小農の脱却というところが、まあそういう言葉は言われなかつたけれども、いわゆる農業生産の基礎を拡充しなければならぬという建前からいつても、同時にまた過小農からの脱却ということを考えるときに、やはり、今当面の問題としては、さういふ過小農から抜け出るためには、やはり地元増反というものを考えなければならぬ、こういうことなんです。

さされるのではないかと懸念を、私は持つわけなのですが、さういふ点については、もちろん契約に當つていろいろさういふ点も考慮されると思いますが、心配される点は、さういふことなのですが、さういふ心配は起きなくともいいのかわからず、さういふ点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) お話のように、さういふ措置をとることにによりまして、バルブ資本等のいわゆる産業資本というものが山村地帯にまで投資の対象を求めて進出をする、進出しやすくなるという御懸念も、一応の御懸念ではなからうかというふうに考えておるわけですが、さういふ懸念は、この差し上げました資料でござんいたく建築材等の消費の伸びに對しまして、バルブ用材の消費の伸びというものは、近年著しく増大いたしておるという傾向にあるわけではございまして、従いまして、終戦後、特に外地から引き揚げて参りましたこれら関係の資本が、内地の山に向ひましてさういふ所を通じまして、原木加工の道を開いておるといふ実情は、その通りでございまして、ただし、私どもとしましては、さういふふうな措置によりまして、いわゆる土地までも兼併する、さういふ特殊な産業資本によつて山村の地域の土地までも兼併されるというところは、むしろ積極的に排除して参りたい。むしろ何と申しますか、共有という関係のこの契約に基きまして、植栽された樹木の共有関係を明確にすることにによりまして、少くとも土地の提供者自体も、いわゆる共同経営の担当者一人だというところに、具体的に内容規定をいたし

ますると同時に、さらに、一循環を経ましてその次の造林段階に再会をいたしました場合におきましては、これはあくまでも自力造林の対象地として、その後の造林事業を続けて参るといふ措置を開きたい、さういふような考え方であるわけではございまして、私どもは、特にさういふ資本の進出によりまして、土地が兼併されたり、あるいはさういふ形によりまして収奪が行われるというやうなことを、むしろ積極的に防いでいく方法といたしまして、さういふ道を開くことの方が、むしろ望ましいじゃないか、かように考えておるわけではございまして。

○千田正君 もう一つ聞きたいのは、これからこの法案がでます場合、現在でも、いわゆる入会権その他の問題ですね。山林の問題については非常な紛糾を起しておる所が方々にあるのです。この法律が出たことによつて、今まで紛糾していた事態に對して、何らかの決定権を与えるかどうか。

それからもう一つは、損害の場合、たとえば山林火災が生じた場合、そのときの損失を受ける者は、経営の負担者なりあるいは造林者であるのです。ね、実際は、土地は消耗するわけじゃありませんから。山火事等によつて、膨大な今までの造林したものが一ぺんに失われた場合におけるところの損害の負担はだれがやるのかという点、三者との共同で負担するのですか。それとも造林者あるいは負担者がその損害を負担しなければならぬのか。

○政府委員(石谷憲男君) お話のごとくに、確かにこの入会権のございまして森林につきましては、非常に各種なトラブルが、現に起つておるものもござ

いますし、非常に起りやすい内容のものであるということにつきましても、私どもは同意でございまして。大体、今回のさういふ措置によりまして、今後分収造林が進んで参るといふ場合におきまして、どのくらい地域対象を考へるかと思ひますと、五十萬町歩そこそこのものが、この事業の対象になるのではなからうか、さういふように考へておるわけでありまして、そのうちの半分は市町村有林あるいは部落有林といふものであり、残りの半分が大体私有地、私有地の中におきまして、いわゆる中間地帯に属する所をござい

ます。多くの場合、在村の比較的規模の大きい山林地主の所有しておるものになるのではないかと考へておるわけでありまして、従つて、二十五萬町歩何がいふものは、少くとも市町村有林である部落有林であるという意味におきまして、ただいまの御質問の問題点に對して、参るようになつておるわけでありまして、さういふことには、実は入会権の存続いたしております部落有林といふものが、一番日本の森林の中でも荒廃しておる、従いまして、さういふ所にこそさういふ方式による造林のよりなものが入つていかなければならぬし、また、入るべきではなからうかと、かように考へておるわけではござい

ますけれども、実際は、必ずしもさういふわけになかなかない。現に名義上の所有者でありまふものと実際の所有者といふものが、非常にかけ離れておるといふやうな実態もございまして、私どもといたしましては、非常に慎重に考へなければならぬことではございまして、少くとも権利者が完全に意見の一致をみましてまゐつた以

外には、やはり分収造林の契約の対象にはいたさないといふやうな考え方では進んで参るといふことではございまして、それから後者の問題につきましては、御説の通り、やはりしばしばの場合において天災をこゝろする、人災をこゝろするといふやうなことがあるわけではございまして、一応その起りました災害が契約当事者の責に歸するやうな場合におきましては、契約に基きまして、特約のない限りにおきましては、当該当事者の損失といふことになつておるわけではございまして、それが天災の場合におきましては、契約当事者全部がその持分に應じて損失を受けるということに理解いたさなければならぬと、かように考へておるわけでありまして。ただし、火災につきましては、御存じの通り国営火災保険の制度もございまして、保険に加入しておりますれば、その損害填補の額が、持分に應じて分割して払われると、さういふことに相なろうと思ひ

ております。さういふことでは、実は入会権の存続いたしております部落有林といふものが、一番日本の森林の中でも荒廃しておる、従いまして、さういふ所にこそさういふ方式による造林のよりなものが入つていかなければならぬし、また、入るべきではなからうかと、かように考へておるわけではござい

ますけれども、実際は、必ずしもさういふわけになかなかない。現に名義上の所有者でありまふものと実際の所有者といふものが、非常にかけ離れておるといふやうな実態もございまして、私どもといたしましては、非常に慎重に考へなければならぬことではございまして、少くとも権利者が完全に意見の一致をみましてまゐつた以

○千田正君 ちよつと政務次官が見えておりますから、これは一つ農林行政の一環として聞きますが、たとえば、ただいま北海道の根釧地区、あるいは内地において青森の北上地区において、国営開墾を行なつておりますが、その開墾の予定地あるいは開墾として決定した土地内に、さういふ分収林等がある場合においては、いろいろな問題が起きてくると思ひます。さういふことは、今までもいわゆる林野庁の管轄下にあるところの国営林野のものを、国営開墾するといふ場合においては、さういふトラブルが起きないが、その広範囲における何万町歩という国営開

であるわけでございますが、指導の方
向といたしましては、ただいま申し上
げた通りでございます。ところが、一
方この分収造林事業の対象に取り上げ
ております森林法に基きます植栽
義務で不履行者の土地でございます、
これは、大体昭和三十二年度末現在に
おきまして約四万五千町歩ぐらいのも
のがあるわけでございますが、この間
題につきましては、それが地域拡大の
造林でありまして、再造林であり
まして、もちろんそういう区別な
しに、分収造林による造林のあつせん
を進めて参るといふことにいたしてい
くわけでございます。

○柴田栄君 この造林契約者につ
きましては、いろいろ地元の組織法人で
あるとか、あるいは自治体であるいは地
方の団体あるいは木材を利用するよう

か。

○政府委員(石谷憲男君) この土地の提供者でございますが、土地の提供者が自分はどこそこのだれだれと造林契約をいたしたい、こういうような積極的な希望がある場合におきましては、むしろ、やはり土地提供者の希望を取り上げるということにいたすべきものであることは、当然であると思つたのでございますが、具体的に取上げられるこの相手方のないような場合におきましては、実は、あつせんをいたしまする場合に、一つの基準を設けて、その基準に従つて知事はあつせんをするということにいたすべきではなからうかと、かように考えておるわけでござ

いまして、その順位をいたしましては、もちろん造林を行いますのに十分なる作業能力を持つ、さらには、いわゆる共同経営者としての能力を持つという条件が先行することは当然でございます。いまするけれども、農林業者の組織いたします法人だとかあるいは地元の市町村民の組織いたします団体、市町村あるいは学校設置者というところ、にまず第一の順位を置きまして、あつせんをいたしたい。次に、やはり同じような条件のその地元の農林業者、こゝういふふうに考え、引き続きまして、林産物の生産あるいは加工の業務を営むものでありますとか、あるいは木材を、原料もしくは資材といたしまして使用する事業を営むもの、こゝういふような順序であつせんをして参りたい、こゝういふように考えておるわけでありませう。

○柴田栄君 第二条に、「適正な分収造林契約が締結されるように」といふふうに規定されておりますが、「適正な分収造林契約」といふのは、具体的にどういふことになるのですか。

○政府委員(石谷憲男君) 「適正な分収造林契約」といふことになりまします。とすると、このいわゆる契約内容につきまして、一つの基準を設けまして、これに基づいて指導をするという、いわゆる契約内容の問題にも関連すると思ふのでございませうが、その大要は、この法律案の第一条の一号から六号にわたつて定めております内容を備えておることが、当然の要件でございませう。同時に、この収益分収の割合が、造林に要する費用の見込額及びその負担区分、近傍類似の地帯その他経済事情を参酌いたしまして、明確に定

めなければならぬということになつておることが、次の一項目であると思ふのであります。さらに、契約期間、地上権の設定期間あるいは費用の負担区分、造林方法、それから前生樹、後生樹——植栽をする前からあつた木、あるいは植栽いたしました以降に、自然に生えた木——の取扱ひ、伐採処分、の時期と方法、収益配分の方法、処分予定価格の算出の方法といったようなものにつきましては、漏れなく、明確に定められておるというようになつて、それから地上権及び共有の持分権は、契約当事者全部の同意がなければ、これを処分することはできないよ

うな定めがされておるというやうなことで、地上権は、それに伴う義務とともにでなければ、これを処分することはできないということも、同時に定められておるということ、契約の変更及び解除の原因となるような事項が明確に定められておるというやうなことで、さういふような内容を持ちましたものが、いわゆる「適正な分収造林契約」の内容をなすというやうに、私どももいたしましては考えておるわけでございます。そして、さういふ内容を持したものに、具体的に、都道府県知事があつせんいたします場合に、あわせてそれを指導するといふやうに考えておるわけでありませう。

○柴田栄君 さういふ場合に、一番むずかしい点は、問題になるのは、やはり分収歩合の問題じゃないかと思ふのですがね。これには、一応、当事者間で話し合ひをして、妥協なところを決定されるという原則ではあるが、あつせんする場合に、都道府県の知事等では、その地方の事情、あるいは具体的に

に言へば、現在でも分収造林が、国においても、官行造林あるいは部分林等で行われておる、民間相互でも行われておるというやうな実績等が相当にあるはずですから、さういふものをにらんで、ある程度のもつてあつせんされるというところの方が、非常にやりやすいというやうな気がするが、さういふ一応の目標というやうなものは、何といひますか、基準として、参考にも示されるというやうな考え方はないですか。

○政府委員(石谷憲男君) その点は、なかなかむずかしい問題だらうかと思ふのでございませうが、従来、自然発生的にとり行われて参りました分収造林の分収の歩合というものを参りてみると、必ずしもこれは経済的な基礎の上に立つて、計算の上で定められたやうな内容のものではなくて、その地方々々の慣行なりあるいはさまたまな当事者間の力関係というやうなものによりまして、千差万別というものが現状であるやうであります。極端な例を申しますと、一・五対八・五ないしはその逆というやうな極端な例もあるやうであります。これは、やはり分収歩合の決定の考え方は、先にも申し上げましたやうに、要するに造林に要します費用の見込額が一方の基礎になる、一方におきましては、近傍類似の地帯というやうなものが基礎になりまして、そのほか、さまざまな経済事情等がこれに加つて、適切にきまらなければならぬというところになると思ふのでございませうが、いわばこれらのものにつかましては、その契約の場所々々によつて違ふべき性質のものだといふことが言えると思ふのでござ

いますけれども、これをきめて参ります場合におきまして、一番むずかしい要素は、いわゆる伐期における収穫量を予定し、そのときどきのいわゆる木材の価格を推定をいたしていかなければならぬというやうに、いわば非常に長い先々の問題について、現在見通しをつけて、計算上の参考資料にしなければならぬ、こゝういふことがございませうので、一点々々につきまして、この分収歩合というものを具体的にきめるといふことが、非常に問題がある、こゝう思ふわけでありまして、私どももいたしましては、一応、国内の平均的なところにおきまして、従来とられて参りましたやうな造林樹種を、これまた同じやうな意味合いにおける平均伐期における収穫をいたす、こゝういふ場合において予想せられるいわゆる伐期収穫というものを前提にいたしまして、計算をいたしてみますと、大体土地の提供者と造林者との間の分収率というものが、四対六ぐらいになるわけでございます、さらに条件がよい場合におきましては、土地提供者の側に多くして、条件が悪い場合におきましては、造林者の方に割合が高まつてくる、こゝういふことになるのは、これは当然だろふと思ふのであります。従ひまして、それがきわめて平均的なものであるという程度を示しまして、さういふものと比較検討しながら、適当な分収歩合というものが当事者間で定められるやうに指導して参つたらいふのじやなかろうかというやうに考えているわけでありませう。ただし、北海道の場合におきましては、御承知のやうに、比較的造林条件が、内地に比べましてよくないこと等の関係も手伝ひまして、先ほど申しました四対六

の比率は、むしろ三対七の比率になるといふことが常識的ではなからうか、かように考えているわけでありませう。

○柴田栄君 そこで、国有林で担当しておられる官行造林の場合と、あるいは国有林を開放して造林をさせておられるいわゆる部分林の場合と、あまりアンバランスでなく調整されて、双方を通じて、造林が促進されるということであればならぬと思つておられますが、その辺については、何か特に御調整をなさるといふお見込みですか。

○政府委員(石谷憲男君) お話のやうに、現在約三十万町歩の官行造林地というものがあつておるわけでありまして、そのほかに、いわゆる国の土地に地元の市町村の造林をいたしておられますいわゆる部分林が、約五万町歩あるわけでありませう。官行造林の場合におきましては、その分収の比率は五対五でありませう。部分林の場合におきましては、リミットが一応設けられておるわけで、いわゆる二対八の分収率というところが限界になつておるわけでありまして、その限界内で三対七、四対六といふふうになるわけでありませうが、最近設定いたしております学校造林の場合におきまして、最高比率の二対八をとつておるというものが普通でございませう。そこで、一体今後の問題といたしまして、官行造林事業といふものは、私どももいたしましては、おおむね拡大造林をいたします場合におきまして、公共的な性格を持った地域の造林に、この対象を求めていたつたらよいのではないか。それからこの法案によりまして推進をはからうといたしておられます分収造林は、いわば一般的の経済地域と申しますか、比較的造林のしやす

い所とか、その他さまざまな保安上の制約のない対象を求めていたというところ、おおむねの地域区分というところはいたしておるわけでございますけれども、それを、かりにそうであるとしたとしても、現在の五分々の官行造林の場合におきまして分収歩合というものが、一体妥当であるかどうかというところにつきましては、いろいろと議論の分かれるところじゃないかと、かように考えておるわけでございますが、一応、沿革的に申し上げますと、決してこれは市町村のために特に関有林野事業が手厚く援助しておるという経緯にはなっておりませんけれども、現実の面からいいますと、五分々の官行造林契約というものは、ある程度まで市町村援助の機能の形をいたしておるということも言えるのじゃないだろうか。現在の官行造林法に基きましては、御承知のように、従来の市町村有林だけが対象でありましたものが、部落有林までその対象を延ばし、これらに介在いたしておりますものにつきましては、一般の私有林も官行造林事業の対象になるということに相なっておりますが、この介在をいたしております私有林の場合につきましては、一応、官行造林の契約は四対六で運営をいたしておるというものが現状でありまして、分収造林事業を推進いたして参らうとするこの段階におきましては、官行造林事業の分収歩合につきましては、地帯的な区分とあわせまして、十分に研究をする必要があらうか、かように考えておるわけでございます。

○柴田栄君 もちろん造林促進の一つの手段としてお考えになっておられるわけですから、造林計画に入れて、分収造林が補助の対象になると考えて当然だとは思いますが、それは差しつかえないでよろうね。

○政府委員(石谷憲男君) もちろんこれは現行の普通造林の場合の補助と同じ考え方で、その対象にしていきたいと思います。かように考えております。

○柴田栄君 これは、民間投資を増強するという考えからすれば、公庫融資の対象としないということも、実ははつきりしておいていただきたいという気がいたします。その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(石谷憲男君) お説のように、現行のやり方によりますと、補助事業におきましても、自己負担分の八割までは公庫融資が受けられるということになっておるわけでございますが、私どももいたしましては、お話しのごとく、公庫融資の対象には、今後この事業をやつて参らないうというところで、取り運んでいきたいと考えております。

○柴田栄君 分収造林者のそれぞれの所得税法の特別な取扱いは法人税についての特別な取扱い等をお考えになっておるという話ですが、本法案には、この点が明確にはなっておらず、この点が、これは、何か特別の措置がされるのですか。

○政府委員(石谷憲男君) これは、新しく特例事項として法律に規定をするというところは相ならなかったのでございますが、所得税法の問題につきましては、この法案の成立と同時に、所

得税法の政令の上に、その旨を具体的に明記をするということでございます。し、法人税につきましては、国税庁長の官の通達でこれを明記するという了解でございますので……。

○千田正君 その点に関連して。今の柴田委員のお尋ねの点は非常に重大なこととして、なぜかという、国税庁の末端の税務署の吏員なんか、十分にそのことを知悉することなしに課税することが往々にあります。そういう非常に納税者から見ればまことに不当なことであると考へるほど、問題がたびたび各地に発生してきています。ですから、この法を施行するに当りましては、その点を明確に規定するか、あるいははつきり大蔵省、国税庁をして、そういう通達を徹底するようにしなかつたら、必ず将来問題が起きてくる。その辺のことを明確にできるといふことをはつきりしてもらわなかつたら、通達だけで、それで下の徴税に当たるところの末端の税務署員の連中がわからなくて、勝手な、ということとは考えないけれども、従来のような考えでやつたならば、この法案は生きてこないと私は思ふのですが、その点をはつきりする意思があるかどうか。

○政府委員(石谷憲男君) その通りでございます。実は、所得税法の関係につきましては、ともかくにもこの契約が非常に長い期間にわたる関係もありまますので、やはり法律事項として明定をする方がむしろ妥当だといふような、いわば提案までの経緯も実はあつたのでございますが、政令段階でははつきりいたすというところは、これは明瞭に相なっておりますので、その辺のことについては、今後いざこざのないようにしていきたいと考えてます。

○柴田栄君 先ほどもお話がありましたが、現在行われております民間の、あるいは地方庁と所有者あるいは三者等で、分収林の形というものには非常に千差万別だといふことですが、せっかく分収造林の特別措置法が生まれるとすれば、既往の複雑な分収林の契約を、契約当事者が、本法に従つていゆる適正に契約を直して、本法によりたいというような場合、そうさせるといふような措置について、特に積極的にかへお考えになっておられますか。

○政府委員(石谷憲男君) この法案の適用を受けやすいいわゆる契約は、あくまでも法案の第一条に規定をいたしてありますような内容を備えておらなければならぬことはもちろんであります。同時に、やはり本法施行の日以降に締結されるものでなければその適用を受けない、こういうことに相なるわけでありまます。しかしながら、お話しのごとく、既往におきしても自然発生的にさまざまな形態の分収造林といふものは現に行われておるわけでございます。まして、私どももいたしましては、本法施行の日以降に、これらのものにつきましては、一たん解約をいたしまして、あらためて本法のつとめて契約をいたしまして、あくまでも本法の適用を受けしめるといふふうに指導をして参りたいというふうに考えておるわけでありまます。

○堀本宜實君 この分収造林契約によりますと、造林者の方が有利なようなふうに見えるのでありますが、これは見方にもよるわけでありまます。内容にもよるわけでありまます。が、一応、補助といたしましては一般補助があり、あるいは融資がある。そこで造林契約を

履行するわけでありまます。が、一番疑問に思ひますのは、分収造林が契約されて、どういふ方法で施業を行なつていくかといふことなんですね。たとえば樹種でありますとか、どの面積にはいかなる樹種を植栽するかといふ施業案、施業案を組んでいきますことが、双方に利害のない、たとえば農林省あるいは都道府県等の公共的な立場に立つた人たちが施業案を組んで、その施業案の通りにやらすという計画でなければならぬと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(石谷憲男君) 先ほどもちよつと御説明申し上げました中に触れたと思ひますけれども、いわゆる対象地、その土地に対して分収造林を行なつていくかという対象地につきましては、一応、これは事柄の順序としていたしまして、都道府県におきましてその対象地を調査をいたしまして、これを公表するということにいたしたいと、かように考えておるわけでございます。所有者が、だれと契約をしたいという相手方がある場合に結んでいく、という関係で自由に結んでいく、と、ころが、そういう格別の者のない場合におきましては、一定の基準に従ひまして、あつせんして参るといふことにならうかと思ひます。そうして、双方の、あるいは三人の間に話し合ひがつくということになりまます。というところ、次には、この契約の段階に入るわけでございますが、その場合におきまして、この法律案で申します分収造林は、決していわゆる借地林業じゃない。一定の地代を払いまして、そうして借地をいたしま

てもらうといふことの建前をとつておるわけですが、ただし造林者等の場合におきまして、たとえその怠つておるといふことがその経済上の変化等によりまして、やろうにもやれないのだといふふうなことに相なつておるといふ事ならば、それをいふまでもその契約の造林者といふことにいたしておくとつきましての適否の問題が起きてくるということになるわけであらうと思つておられますが、そういう場合に、造林者の持ち分といふものの譲渡を他の善良なる第三者に売り渡すようなことも、もちろんこのあつせんんの過程におきましては、とつて参りたい、そういうふうに考へておるわけでありまして、

○堀本宜賢君 善良の者に売り渡しをする、売り渡しをするといふことは、現実の問題は、そのなまやましいものではありませぬ。また、知事があつせんんと申しまして、知事があつせんんとするのですか、ただあつせんといふだけのあつせんなのであります。これを聞かぬといへばそれまでなんです。一つの権利を、正当なる権利を主張するといふことを、立法の建前から言つて、保護をしてやらなければ……私は、造林者に独占的な使用を許可するといふことだけでは、物足りない感じがする。もう一つ、私はその意味では、持ち分の分割といふ立場から考へてみますならば、民法二百五十六條第一項による分割請求が、安定性を確立するために許されない、こゝういふことなんで、これは安定をする、その事業を安定せしめるために分割をしない、こゝういふことなのであ

ると思ひますが、これは一応は考へられることなのだが、しかし、所有権といふ一つの財産なんだ、その財産といふものを分割することができない、いろいろな都合で分割をしなければならぬ問題が、私は起つてくると思ひます。つまり、今この先の問題、独占的使用を許可しておるが、共有物といふ、自分の所有権としての売買なり、あるいは譲渡なり、あるいは契約が完全に施行されておらないといふことにおいて、自分が他の者にこれを譲渡してそして管理をせしめようとする場合に、それを認めないといふことは、造林者だけに有利なふうに解釈されるのであります。そういうきらいはございませぬか。

○政府委員(石谷重男君) 確かにそういうきらいは全然なくはないのであります。いまゆる共有権の分割請求といふものが、契約の中途に行われますと、分取造林契約といふものは成立しなくなるという建前の上におきまして、こゝういふ措置を果はとつたのでございませぬ。

○堀原茂喜君 この法案の法律的效果といふ点か、これは民法の共有に関する規定を排除するといふ点の一つと、それから第二段として、地方公共団体の住民投票に特別の規定を設ける。この二つが法律的な効果であらう、後段の地方公共団体の点はしばらくおくといひまして、共有に関する民法の規定を排除するといふ、この法律案の持つてゐる唯一の条項だと思ひますが、これに関連して私は聞きたいのだが、大体分取造林契約の各条項の規定は、私法的な規定だと思ひます、私法的な規定——民法的な規定である、そうしますと、ここに示されてゐる形以外の各種の分取造林関係が現在もあるわけですが、将来もあるわけですね、その場合に、一体、分取造林契約であつて民法の二百五十六條ですか、これは適用されるものと適用されないものとあるわけですね、一体、そういう区別が現実につくのですかどうですか。

○説明員(家治清一君) お答え申し上げます。この分取造林契約の定義、第一条の定義に該当しておられますものは、分取造林契約と本法では呼んでおりますが、お言葉のように、これ以外にもいろいろな形の契約はございませぬ。けれども、それは、この定義に該当しない分は、分取造林契約ではない、それで、この定義に該当する分取造林契約でございますと、やはり第三条の規定によりまして、民法の共有物の分割に関する規定の適用が排除されておられます、つまり、適用がある分とない分とはないのであります。全部定義に該当する分取造林契約につきましては、共有物の分割の規定が適用されない、こゝういふふうに考へております。

○堀原茂喜君 一応形式的には了承するのですが、この法案に掲げられてゐる分取造林契約ですが、この項目はきわめて簡単だが、現実には相当複雑だらうと思ひます。そうしますと、これがこの法律に言ふところの分取造林契約だ、これはそれとは違ふのだといふ区別は出ていないと思ひますがね、そういうことは、はっきり出てきますか、それは一体だれがそれを区別しますか。

○説明員(家治清一君) お話しのとおり、割合に抽象的な定義でございませぬ、これに該当するかしないかといふのは、区別の基礎になるものが、それほど明確ではございませぬけれども、比較的顯著に考えられますのは、分取の割合とそれから立木供与の割合が等しく定められてゐる、それからその植林された樹木が共有になつてゐるといふような点か、これは民法の特例との関連におきましては、区別の要点であらうと考へられます。ちよつとこの定義の解釈は、分取造林契約であるかないかといふ点の認定をするといふことになりまして、これは、實際指導といふものは、都道府県知事が指導すべきだと思ひますので、一応、行政的に、都道府県知事が、該当するかどうかといふことを判定すると思ひますが、もちろん最終的に民法の規定の適用があつたか否かといふことになる、これは最終的には裁判所といふことになると思ひます。

○堀原茂喜君 この財産権は、私は物権の性格のものだらうと思ひます。そうしますと、やはり当事者以外に第三者ですね、第三者がはつきりしない、こゝういふことですね。知事さんはわかっているかもしれぬが、一般の者はわからない。これは三十年、五十年にわたる財産権に関連する問題なんです。いろいろな関係者といふものが現れてくるに違ひない。そういうときに、これは法律に基く分だ、隣のもの

○説明員(家治清一君) やはりこの場合は、三条がいわば強行的な規定と考へておりますので、これに違反する特約を結びましたも、その特約は相手方には対抗できない、こう考へております。

○榎原茂壽君 私ちよつとそれはふに落ちないのですが、これは大体私法上の契約が内容である、その当事者がこの法案の各条項を一応書きまして、そのうしてある条件のもとにおいて、民法の共有物の分割のことを留保している、それは無効だというふうなことは、とうてい考えられないのですが、もう一度一つ、なぜそういうことはよろしくないか、現在それが相当行われている、なぜそれがよろしくないか。

○説明員(家治清一君) 現状は、私が承知しております限りでは、実はそれぞれの契約当事者が、分取権を掌握するといえますか、確保する意味においては、でき得れば立木も共有にしておきたいのでございますが、ただその場合に、現在の民法の規定ですと、それをいつでも相手方から分割の請求ができる、あるいは分割請求をしない特約を結ぶといたとしても、民法の規定によつて、五年をこえてはいけないというこゝとなつておりますので、どうしても共有ができない、共有するとかえつてこれかゝるというので、共有にしないのが現在の実態だと承知しております。それでお話のように、まあいろいろいろいろな事情もございましょうから、共有の分割請求権は留保しておいて、それで共有にはしておこう、つまり本法案の第三条の適用を排除した分取造林契約を結んだ場合、それが当然にその分は部分的に無効になる、こ

ういうふうに思いますが、私は、やはりその留保せられた分に關しては、一応契約としては無効であつて、やはり第三条によつて分割請求権はなくなつてゐる、今までの法案の立案の過程等を通じて、そういうふうに解釈をいたします。

○榎原茂壽君 まだ私疑問がありますから、これは一応留保しておきます。

○千田正君 關連して。今、梶原委員の御質問の点ですが、參議院の法制局は来ていないですか。一応その疑点のところを私も法制局の見解を聞きたいと思ひますから、この点を聞かしていただきたい。

○東隆君 私はこの問題を考えたときに、非常に疑問がたふさん出てくるのですが、主として評価の問題、これは、分配に關連する評価の問題になつてくると思ひます。そこで普通、農業の場合だったら、地主と小作人の關係でもつて解決がつくと思ひます。ところがこの場合には、費用負担者が入つてきておる、従つて、地主と小作人と、それから資本家と、こういう三つが入つてくるわけですが、小作人に相當するものは、実は森林組合であるとか、あるいは農であるとか、そういうようなものがあるわけですが、この場合は、そこで、問題は、どういふことになるかといふと、非常に小作人に相當する造林者が強くなる、こういうことは、先ほどの榎本氏の話によつて想像がつくと思ひますが、そういう場合に、私は、耕作者に相當しておる造林業者といふものは、地元から出なければならぬと思ひます。地元の人があることによつて、初めてりつぱな仕事ができると思ひます。その場合に、なぜそ

の地域の者がやりいふやうな体制にしていくことを考えられないのですか。先ほど柴田さんが質問されたのですが、農林漁業金融公庫の金が出ないのです。それをなぜ使わせないのですか。そうすると、造林業者と、それから資本といふものが一つになつて、そうしてそれにプラス補助金の形でもつてりつぱなものができるのじゃないか。

従つて、この分割の場合における立木の分配をした場合に、その所有は、その部落の者が大部分の分け前を受けることができるといふ形が出てくると思ひます。私は、そういう形で進めていくべきであつて、これが今度は全然別のものでなつてくると、果その他がやらないとすると、パルプ会社との問題になるのじゃないか、資本を出して、そうしてやらせる、こういう費用を負担するといふことになりまして、今度は、造林業者とそれから費用負担者の間の分配の問題になつてくる、その場合における率その他の問題は、これはなかなかむずかしい問題だと思ひます。そこで非常に問題になるのは、費用負担者の問題が、これが実は非常に大きな問題になつてくる、資本家に相當するその部分のものが、非常に大きな問題になつて、それは、単にその費用が、借入金金のもつて、金利だけ払うのなれないのだけれども、この場合においては、将来における立木の評価をした者から、それを分け前をとるのだ、こういうことになりまして、従つてこれは非常に困難な問題になるわけですが、ことに今度は、費用を出したところのものが、パルプ業者であるとかその他のものになりますと、これは最後の伐採の場合において、それを

買い受ける者、買受人とこれが一致してくるわけですが、それから結局、分取をする場合の当事者との間に、これは一致をしてくるわけですが、そうすると、評価の問題が、これは非常に困難な問題が起きてくる。で、林業は長いものですから、一年きりでもつて決済をするものでなくて、非常に長い期間を通じてやるのですから、で、対象は、地主の方は、これは個人の組合もあり得るかもしれませんが、部落有林とか、その他といふ關係ですから、これは、相当長期なものと考へておるのです。それから造林業者は、その地元の者ならば、これは、そこで生きてゐるものですから、これも一応の考へ方がある。資本家の方は、営利会社その他のものでない得る可能性が非常に多い。もし金融公庫の金を出さなければ、そういうやうな形が出てきて、非常にこの三者の間が困難になつてくるだらうと思ひます。そこで、できるだけ、問題は、造林業者と資本家をつなぐと、いふ問題がある。あるいは地主と資本家を一つにするといふ形でもつて、分取の割合を二つにして解決をするやうな方法、この場合が出てくると、そういうやうな場合におけるやり方は、これはまた、おのずから分配の率が違つてくる、だから、土地所有者をAにして、造林業者をBにして、それから費用負担者をCにした場合に、コンビネーションが、これはいろいろなものが出てくると、

そういう場合における率を考へていかなければならぬし、大へんむずかしい問題が出てくると思ひます。それから、先ほど出てきた、たとえば、途中で、千駄でもつて枯れた、これ

は私は、千駄収入がある場合には、これはプラスの収入になるけれども、また植林をしなければならぬといふことになる、マイナスの収入になる。プラス、マイナスの場合、どういふふうにしてやるか、こんなやうな問題がたふさん出てくるのですが、この問題を考へてきたときに、非常に混亂した問題が起きてくるので、評価上の問題で、どういふやうな問題が、たくさん予想されるかといふことを考へると、大へんむずかしい問題があると思ひます。それで、率ではつきりと、初めから分けるのですか、それとも、どういふやうな分け方をするのですか。その三つの關係ですね、最初は二つの關係で見るとありますが、たといは、私の言つたBとCとの分け方をすると問題が出てくる。そういうやうな場合におけるいろいろな關係の説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 最終成果を伐採いたしました、そしてこれを金にかえると、そしてこれを分けると、そういうときには、非常に問題が起りやすいことは、お説の通りでございます。従ひまして、このいわゆる適正なる契約として、契約内容に定めておられるように、指導すべき事項の中には、この契約に基きまして植栽をされたときの樹木の伐採あるいは売却の時期、あるいはその方法それから収益を配分いたします場合の方法といふものを、明確に規定するといふことが、私は、一番重要な事項の一つになるように思ひます。それと同時に、一体、売却いたします場合の予定価格といふものの立て方を、一つ基準化しておくといふことが、これもまた非常

に問題になるわけでございます。売
り払いの価格の立て方いかんによりま
しては、そのときに予想される価格と
いうものも、実は、いろいろと違いが
出て参るというこの懸念を防ぎます
ために、これまた契約の内容に取り入
れるべき事項といたしまして、私ども
は、むしろ、所在の、もよりの市場の
価格を基準といたしまして、適正にこ
れを算出するというこの内容を、契
約にうたておくように指導すべきで
はなからうかと、かように考えてお
るわけでございます。これは、いずれ
もこの売り払いの時期なり、売り払い
の方法なり、売り払います場合の価格
の算定の方法なりということが、やは
り一番問題になります事項の一つであ
るこの懸念と、それに基く配慮によ
るものであるわけでありまして、そこ
で、おっしゃる通りに、今さまたまな
形体というものが、実は考えられぬわ
けではございませんので、この法律に
よりまして、大体四つの場合が考え
られるということでございますけれど
も、一番多く考えられます場合は、土
地の提供者と造林者との間の二者契
約、それから土地の提供者と造林者と
費用の負担者との間の三者契約とい
うものに、大体しぼられてくるように思
うわけですね。そこで、これらのもの
につきましては、ただいま申し上げまし
たように、それぞれのものが負担をい
たします費用というものの割合に基
きまして、最終成果でありますところ
の分取の割合というものをきめて参る
ということで、いわゆる分取割合をき
めていくわけでございます。これは
契約の当初に、分取の割合というもの
がきまるわけでございます。そこで、

一応、一番明確を欠きますのは、造林
者でありますものの負担というものの
内容でございますが、費用の負担者
と造林者が同一人であります場合に
きましては、これは非常に明確になるわ
けであります。両者が分れておりま
す場合の造林者の負担内容というもの
は、非常に不明確になるというもので
ありますけれども、これらの場合におき
まして、必ずしも直接的に出費いたしま
すものだけが、経費というふうになる
わけではございませんので、これらの
仕事をやっていきます場合の人員、事
務費のようなものでも、当然出費す
べき経費として考えまして、そういう
出費割合に基きまして、それぞれの分
取割合というものがきまっております
うことに相ならうかと思つて参るとい
うことに、ただいまこの農林漁業金
庫公庫の長期資金等の借入れを、造
林者であるものにいたしまして、いわ
ゆる二者契約を進めて参る、ないし
は、この土地の所有者でありますもの
に対して、そういう道を開きまして、
これまた二者契約の道を一応開いてや
るといふようなことも、実は考えられ
ぬわけではないのでございまして、むし
ろ、私どももいたしましては、むし
ろ、おおむね範囲の定まっております
造林に対してする資金と造林事業のため
に投入してやるということ、いわば
分取造林の促進のねらいの一つでもあ
りますので、補助金を交付いたしま
した対象に對しまして、さらに長期融
資をあわせ考えようというところは、この
際は、むしろとるべき方策でないとい
うように考えておられますこと、も
う一点は、実を申し上げますと、

現在の造林のための長期資金は、償還期
が二十年以内、据置期間五カ年以内
という長期的なものには違ひがござい
ませんけれども、投資いたしました対
象が、成果いたしたした場合に、これ
をもつて支払うという性格のこの造林
投資の事業に對しましては、必ずしも
現在の長期資金の投資条件というもの
に、適確に相應しておらない、いわゆ
る第一回の早急収入も入らないうちに
全額の償還をいたさなければならぬ
というふうなことが、いわば現在の融資
の条件でございまして、いわゆる
地元の造林者たるべき者が、そういう
融資を受けまして、みずから造林者
になるというこのためには、よほど
融資条件というものを緩和して考えな
ければ適切でないというふうなことも
相からみまして、ただいま申し上げた
ような方法を進めていくことにいたし
ておられるわけでありまして、
○委員長(重政庸徳君) ここで、しば
らく休憩いたします。
午後零時二十九分休憩

は、これは将来を見越して十分にやり
得るところの能力があるものでなければ
ば、資金を出すわけに参らぬわけで、
そういうふうなことから、選択をされ
て参つて、非常に範囲が狭小なものに
なつてくる、こういうおそれがある。
やはり何かファンドのようなものを作
り上げて、そうしてやっていくとか、い
ろいろなことを考えていかなければ、
将来の造林、植林、そういうような問
題を進めていくためには、普通の農作
物のような、一年でもって収穫を上げ
るようなものでありませんから、従つ
て、そういう長期の計画を考へていか
んけりやならぬ、こう思ふのですが、
そういうようなものについて考えない
で、ただ助成金があるから、そつちの
財政投融資の方は使われないのだ、こ
ういふふうな切り切つて考へるのは早計
だと思ふ。長期であればあるほど、低
利の、そして長期の資金を用意して
そうしてやると、こういうことを考へ
なければ、私の考へているように、造
林をする者が、地元の者がこいつをや
る、そうしてそこから収益を上げて、
いく、こつちのようなことは永久にで
きなくて、農山村を通じて、農民の所
得というものがみんな他に奪ひ去られ
ていくというふうな結果になつてくる
と思ふ。従つて、山村に居住をしてい
る者の収入が増していくその財源は、
これは単に耕地ばかりから出てくる
ものじゃない。酪農をやつて、そして
そつちの方からの収入も考えんけりや
なものは、これは非常に長期にわたるけ
れども大きな基本的な私は資源になる
と思ふ。そういうふうなものと同時に、
農村におけるところの資本の蓄積と

いうものは、こつちのようなものに
よつて初めて——金で貯金をするので
はなく、林業というものを中心にし
て、資本の、財産の蓄積、そういうよ
うなことが行われていくのであります
から、そういう面から考へてみても、
私は何とかして地元の者がその利益を
享受し得るような態勢を作り上げてい
かなきゃ、これは本物でないと思ひ
ます。せつかくこつちのような分取造
林特別措置法というものをこしらえて
お考へになる場合に、私はもう少し国
家が——単に助成金というものは、こ
れはもう一般造林に對して与えられ
るのだから、それ以外に金融の道
を開く、そういうことを考へていかな
ければならない。それには利子補給の道
だの何だの、そういうふうなものが付
帯して——こいつは相当考へられるわ
けです。そういう道をはばんでしま
えば、これは一体どこへいくかといえ
ば、農村の中にはこなくて、外にみな
出てしまふ、こつちのようおそれが多分
にあるわけですね。こつちのようなことが
起きないようにならなく、農民の者が
働いたら、働いただけのものが蓄積
をされていく、こつちの面を私は考へ
る場合には、助成金も結局どつちにも
成されるかといへば、決して農村の者
には落ちてこない。そして単に、助成
金に相当するものが、山のただ人夫賃
だの何だの形で入つてくるかもしれない
ですが、それ以外に入つてこないわけ
です。だから、この面を一つ何とか生
かすために考へていただきたと、こ
う思ふのです。それには、助成金以外
に、金融の措置を講ずることによつ
て、助成金そのものも農村に落ちる、

山村に落ちる。それから金融そのものは、結局そこに住んでおる者が造林者としての役割を果せば、十分活用できる、こういう形ができてくる。助成金だけでやっておつたら、おそらくその助成金はその地元の人夫賃くらいにはなるかもしれない、しかし、それ以外にみんな外へ出てしまふのですから、私は、その關係をここでははっきり割り切れるように一つ考えるためには、やはり金融の道を考へて、そして地元の者が造林者として十分にやり得るような態勢を作り上げていかないと、これは本物ではない、こういう考え方はんです。その点は、やはり依然として助成金を出すのだからこれ以上はやらないのだ、こういうお考えになりますか。私申し上げているのは、なるべくその山に住んでおる者に蓄積されていくというふうな、財産がその山に住んでおる者の所有になるというふうな、そういう形、これこそ私は正しい山村における政策になると思うのですが、そういうふうな意味で、どうもお話とだいぶかけ違つておるようですから、その点、一つわかるようにお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 御存じの通りこの造林推進の措置といつたしまして、実は新植資に對します。一般造林の場合であります。新植資に對しまして國が三割、都道府県の義務負担一割という補助金の交付を果はいたしておるわけでありまして、そのほか、低利の実施金融措置を行なつておるわけでございますが、この長期低利と申しましても、実は林業の経営の実際からいたしますと、必ずしもその実情に沿うような融資条件に相

なつておらないというのが現在の公庫資金の融資条件でございます。一応補助金を受けまして造林をいたします場合の自己負担分の八割に相当するものにつきまして融資される場合は、年利六分五厘といつておりますが、全然補助金なしで自力で融資を受けてやるという場合におきましては四分五厘といふのが現在の公庫の融資条件に相なつておるわけでございます。そこで、一体こういう融資条件のもとにおきまして金を借りて造林事業を行ひ得るという者について、かれこれ研究をいたしてみますと、この林業の育成部門だけの採算以外で採算をとるといったような特殊ないわゆる法人、いわばこれは単なるそれは自己生産部門の材料供給にすぎないといつたような意味合の林業経営をやるといふ法人でありますとか、あるいは相当大規模な循環経営のできますような森林所有者の営む林業経営、こういうものでないといふと、なかなかその金融の對象に乗つてこないというのが現状であるわけでございます。かりにこれらの林業に投ぜられず資金の大体利率を五分五厘ないし六分に考へて参りました場合に、さきに申し上げました都道府県の義務負担を加へまして、新植資四割の補助に對しまして大体一割五分くらいな補助率に相当するような条件の融資をしておるといふのが現状であるわけでありまして、そこで私どもといたしましては、そういうふうな実態から考へますと、ただいまの御質問の特別ないわゆる融資措置といふものを補助金の上に考へるという場合の對象は、おおむねの場合におきまして、今申し上げるような

いわゆる林業以外の面であつて採算をとるといふ意味合いのものでありますとか、あるいは大規模な循環経営のできるような森林所有者の林業でありますとか、そういうものに限定をされざるを得ないといふに考へざるを得ないわけでございます。そこで、この分取造林の場合につきましては、かりにそういう人が造林者になり、あるいは費用の負担者になるという場合におきましても、助成對象にして参るといふことになりまといふと、ただいま申し上げたような、さらにその上に融資のことまでもつけ加へて考へることは適當でないんじゃないかという結論を実は持つてゐるわけでありまして、それとあわせまして、午前中の御質問に對しましてもお答え申し上げましたように、できるだけ外部の資本を入れてくるというところになりますといふと、やはりその特別な融資の道を部外で設けるという考へ方は、必ずしもこのことの適切さを欠くんじゃないか、かように考へてゐるわけでございます。ただ、こゝろいつた場合におきまして、要するに、都道府県知事がこの分取造林の契約の締結をあっせんいたします場合の順序といたしましては、私どもは、あくまでやはり地元中心で、いわゆる地元の公共団体でありますとか、あるいは地元民の組織いたしまする団体、そういうところを第一の順位に取り入れてあつて、あんまりたいといふふうな考へておきますることは、特に地元民の場合でありますといふと、この行います造林に對しまして、出します補助金と合わせまして自家努力といふもので造林者に実はなれるわけでございます。そういうような方法

によりまして、できるだけ地元の人たちの努力といふものがそこに、何といひますか、固定をされまして、將來の地元林業の繁榮のために役立つような方法をまず第一に考へたい。そういうふうなあつせん優先順位といふよりな中でこそ地元の対策は考へるべきであつて、一般的な助成の上にとさらに融資の道を講ずることによりまして地元の対策を考へるといふことは、現在の融資条件からいたしますと、なかなか困難であるといふことで、以上のようにならぬわけでございます。

○東隆君 土地改良その他のようなものは、これはもちろん土地改良をやることによつて、その年から収益を上げ得る、こゝろいふような關係がありますけれども、こゝろいふようなものには助成金と、それから融資の道が講ぜられ、そして、林業の場合には助成金だけで融資の道が講ぜられない、こゝろいふようなことになりまといふと、地元の者が仕事を進めるときに、非常に長期であればあるほど困難性がある。長期だからそこで助成金を出しているのだ、こゝろいふお話だろふと思ふんですけれども、しかし、助成金プラス融資、こゝろいふ形で、その融資に對しては、將來分割をして支払いをしていく、こゝろいふ体制ができれば、可能でないような所も可能になつてくるわけなんです。また、こゝろいふような所こそ今まで放置されてゐるような所じゃないか。ことにたとへば舊発して、学校林といふんですか、何といふんですか、学校なんかの基本財産を作るために部落の者が非常に骨を折つて、そしてそのやつたものが何年かたつて、非常

に効果を發揮したなんという例はたくさんあるわけなんです。ああいうような形をもう少し、何といひますか、合理的なものに、合法的なものに上げていく、私は分取林のようものを、やはりその中に――その考え方を入るべきじゃないか、こゝろいふ考え方はなんです。私の思つてゐることは、従つて、外から来てやるというふうな場合には、將來それが生長した暁には、パルプの原料として買ひ受けようとか、そういうような考え方がなければならぬかのつてこないと思ふんです。非常に高い金融を、市中銀行の金利のやうなものを使得つてやるはずがないんですから、従つて、パルプ会社でも何でも原料を扱ひ方でもつて一定の計画のもとに施策を立ててやるとか、こゝろいふやうなこゝろいふやうなものでないかと思ふんです。こゝろいふやうなものは、これはもちろん別途に考へなければならぬけれども、こゝろいふ場合における、特に部落有林やこゝろいふやうなものが荒廃をしてゐる。こゝろいふやうな場合には、私は、もう少し部落のものの所有にその蓄積されたものが歸する、こゝろいふ形を作り上げるために何かその足りないものがあると思ふ。それはやはり金融じゃないかと思ふ。それが、こゝろいふものを考へて、そして合理的な形で――林野庁のお考えは何もそのなんでしょう、山村の繁榮をやはり考へておられるでしようから、こゝろいふ方面に重点を置かれる施策、こゝろいふものを第一にして、そして金融の道を考へなくともほとんどやれるものは、これは第二、第三でいいじゃないかと思ふのです、自分でやれるものは、しかし、自分でやり得ない

けれども、こうやれば確かにやれるんだと、こういうようなところの部落有林野だの、何だのが放置をされてい

方で、もう少し部落そのものが一つの法人として、個人じゃなくて法人として一つの人格を持っておるといふような考え方で見ていただければ、そういう金融の道はできると思うのですが、どうですか、その点は。

そういふ場合の道は実はふさいでおるわけではないのでありますが、できるだけ外部資本の導入というのを考える必要から、こういう措置を進める意味からいいますと、やはり物事の優先順位をいましては、これ以外

を考えているんで、長期にわたってその費用を分担する、そこで費用を分担されると、それから造林者との間の分配が問題になってくるわけですが、この場合は、そこで、金利だの何だの計算ではなく、今度は分配になるわけですが、場合によつたら造林者そのものは先に補助金だの何だの、貸金だの何だのもらっているかもしれない、地元の方がです、かりにやつたとするところの分け前というのには非常に少いものになる。たとえば造林側が取るべきものを、――かりに一つとすると、

従つて、立木を分けるときには、非常に資本を出して費用分担した方が大きく取ってくるのは、これはもう当然の事だ。そういう形になってくると、どういふことになるかという、長い年間に造林の労働をやつた面は、結局労働賃金をもらひ、こういうことだけになってしまふ。だから、資本に対する分け前というものが、長い間金利も何ももらわなかつたかもしれないけれども、最後の場面によつて分配をするときには、非常に違った形になつてくる、こゝを見るのが、これが至当じゃないですか。私はそういうような意味で、A、B、C、と、こう分けてきて、そしてAとCが固定的なもので、だんだん、だんだん大きくなっていく、そしてまん中のBに相当する造林業者というものは、これは長い年間の労働賃金を前渡ししていく、こゝいう形でもって計算すると、だから、最後のときには、分け前をもらつたときには、ほとんどもらはない形だから、これはしかしほかのは、たとえば県だとか森林組合だとか、そういうものがあるのだと、

保物だの何だの、そういうようなものが別途にあれば、何も問題じゃないと思う。いろいろな関係でもって金融の対象にはなり得るのじゃないか。事業そのものが金融の対象になり得るし、そしてしかもその方面が開発されていく、こゝいうことにならうと思う。一応そこからはえてきて大きくなつてきた木を売るときは一つも収益がないのだから、金を借りたつて払う道がないじゃないか、こゝいう考え方でやれば、非常に木なんというものは、長

たしましては、こゝいう取扱ひを進めていこうと考えておりましたのは、いわゆる分取造林の場合でありまして、その他いわゆる一般造林の場合におきます再造林なんかにつきましては、ただいまお話のように金融の道をむしろ十分に活用することによつて、その再造林を考へてもらいたい、こゝいうふうに考へておるわけでありま

も、私は外部から資本を導入することによつて、国の資金であるとかあるいは協同組合関係の資金でありますと割合にいふでなければ、しかし、それが銀行であるとかといふような資本になつたり、あるいは資本家が出すといふような、あるいは形になりますと、非常に違った形のものになる。そこで、外部資金の導入といふことについて、何も反対するものじゃない、しかし、その資金の性質そのものによつて、そこに蓄積されるものが、結局その分配の場合に、分け前が、外部資本の分へたくさんいきますから、従つて、その場合に所収が違つてくるわけ

は、単に労力を提供すると、労力というものはどういふことになるかというところ、そのつど支払われる、普通の場合には、だから立木の分け前をするときには非常に少いものになつたり、計算していけば、形とすれば非常に大きな形になります。山持ちとそれからなにとの関係が三と七、あるいは四と六といふことになる。その七なり六を今度資本と、それから造林者といふのは労働者になつてしまふから、その場合の分け方によつて非常に違つてくる、そういう面で、労働に対する面はもう十分にその長い年間に支払われ

分けて、立木を分けるときには、非常に資本を出して費用分担した方が大きく取ってくるのは、これはもう当然の事だ。そういう形になってくると、どういふことになるかという、長い年間に造林の労働をやつた面は、結局労働賃金をもらひ、こういうことだけになってしまふ。だから、資本に対する分け前というものが、長い間金利も何ももらわなかつたかもしれないけれども、最後の場面によつて分配をするときには、非常に違った形になつてくる、こゝを見るのが、これが至当じゃないですか。私はそういうような意味で、A、B、C、と、こう分けてきて、そしてAとCが固定的なもので、だんだん、だんだん大きくなっていく、そしてまん中のBに相当する造林業者というものは、これは長い年間の労働賃金を前渡ししていく、こゝいう形でもって計算すると、だから、最後のときには、分け前をもらつたときには、ほとんどもらはない形だから、これはしかしほかのは、たとえば県だとか森林組合だとか、そういうものがあるのだと、

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

金融の道が私は十分に考えられると思ふ。そのことによつて、部落全体を一つの財布として考へていつても、何も違ひがないのですから、そういう考へ

れませんが、しかし、それを生かしていくことがほんとうの山村繁榮の道じゃないかと、こゝまあ考へるわけですね。

○政府委員(石谷憲男君) ただいまの御質問の要旨は、こゝいうことだと思ひます。結局、費用負担者、造林者、土地の提供者という三者契約という場合におきまして、いわゆる造林者といふものは、実質的に負担するものが非常に少ないのだから、従つて、最後の取り前が非常に少くなる。それでは地元が繁榮にならぬじゃないかと、こゝいう御質問だと思ひわけでございますが、もし自己負担分といふものが持つ場合におきましては、三者契約でなしに二者契約になる場合が非常に多いわけですね。ところが、なかなか自己負担分といふものが調達しにくいといふので三者契約の方が、いわゆる費用負担者といふものが別に出てくるというところになるわけでありまして、そこで、私どもはやはりそういう場合におきまして、地元が繁榮の立場を十分に考慮いたさうといたしますと、やはり地元民の組織いたします団体等が造林者になりまして、そして補助金と自家努力によつて造林をしますと、そういう意味の造林者になる。そうなればたゞいまのお話のように、十分に大きな取り前を持つていわゆる造林者になり得るわけですね。ところが、そういう場合でも、なかなかそれだけでは不十分じゃないか、やはり何か融資の道を講ずるだけの余地を残しておいた方がいいじゃないかといふ御質問に對しましては、現在の公庫の融資状況をもつていたしますと、こゝいう場合の融資につきましては、非常にまあ問題があると、

たとへば、いま少し金利が低く償還の期間といふものを長く置いていふような特殊金融の道が開けて参りますといふと、こゝいう場合の助成策の一つになると思ひわけでございますが、現在、そういうことになっておらないう。従ひまして、こゝいう場合におきましては、むしろそういう方向にやなくて、たゞいま申し上げるような地元民の努力と補助金によつて当然造林者となり得るような道を開くといふことの方が、むしろ実情に合ひ適切な方法ではないかと、かように考へておるわけでございます。

○東隆君 次官もおられますが、金融公庫法の一部改正も日程に上つておるわけですね、お出しになつたかどうか、

そいつは知りませんが、そういふ中味も当然考へていかなければならぬのですが、私が今まで申し上げたことは、これは林業そのものの発展ということよりも、やはり山村を裕福にしたいかなければならぬと、山村はもう林業資源だけが基本になつてゐるのですから、その林業の資源をよその方にたくさん分け前がいつてしまふより、な、そんな形で山村が発達するはずがないので、そこで、助成金を投入する、しかし、金融の道を講じていなければ、その助成金といふものは、結局どちらの方に分けられていくかといへば、結局、資本を出したものにそれがみなくつつけられていくわけですね。プラスされていく。そこで、自まかないの資本がない以上は、そいつに国が金融的な援助をしますと、そういうことによつて、できるだけ地元のものがある面が多いような配分をしなければ

いかぬと、こいつを第一義的に考へていかなければ、山村にいる農民を働かすだけ働かして、そうしてその果実は全部持つていつてしまふと、そゝうやり方は、それは非常に林業があまりに企業的な採算の対象にされてしまふ。そうして山村自身といふものの所産にならぬ。これはまあ次官はそゝういふ点を、私今まで質問を申し上げた点、そゝういふふにしなければ、山村といふものは発達しないのだといふ点ですが、今、林野庁の方で説明されたようなことで山村は発達するのだと、こゝいうふに考へになつておられれば、これは別ですけれども、どうですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) この分収造林の法律によつて山村、まあ疲弊した山村の振興をはからないか、こゝういふまあ御趣旨のようでありまして、この法律自体は、それを目標にしておるといふものでもないのです。しかし、今、東委員からお話のあることは、將來は大いに検討をしなければならぬと思ひます。たゞいま林野庁の長官から現在の状態についてお話を申し上げましたが、御承知の通りに山林経営は少くとも四、五十年以上の経営をしてその収穫を得るといふのが、これは実情でありまして、従つて、相当の資金力と申しますから、経営能力がなければ、なかなかこの目的を達成することは事実上困難であります。でありますから、この部面についても、たゞいま山村地帯の部落等を対象にしてどうかといふ、あるいは融資の問題をお話になりまして、現在の金融公庫の制度、これをまあ改正してやれば、將來改正するといふことになれば別であります

けれども、今の状態では、御承知の通りで最も長期にしても二十年、四分五厘で二十年の償還といふような融資をいたしておるわけでありまして、四、五十年もかかる山林経営についてそゝういふ融資では、これはなかなか目的を達成するわけにいかない、こゝういふ現狀を長官は御説明を申し上げたのであります。そこで四、五十年償還の期限を延ばしてそゝういふことをやるかどうかについて、もう少し検討を要すると思ひます。お説のようなことは、政治家としては当然考へなくちゃならぬことではあります、たゞいま、これを直ちにそゝういふに実行いたしなすといふことについては、もう少し研究を要すると、かように考へます。

○東隆君 四、五十年を要するといふものもあると思ひますが、今までの分収林のいろいろな形のものの中には、非常に短期のものもあるわけですね。薪炭備林なんか考へたときには、これはそゝう長くなくてもいいし、林野庁の方で目的とされておるものが、もし、パルプの資源、こゝういふようなことを考へておられるんならば、話はまた別になつてくる。そゝういふためにこれをやるんだといふんならば、これはもうはつきりしてきますが、そゝうじゃなくて、山村で荒廃してゐるものを造林をして、そしてそれを有効適切に林産物に仕上げていく。そして、そこに住んでおる者の収入をふやしていく、こゝういふ形の中にこの分収林の措置の方法を導入していくためには、やはり金融の道を講じてやつた方がいいじゃないか。農村における金融といふのは、これはみんな、どちらかといふと信用関係のものが多いいわけなんで

す。土地を担保に金を借りるわけにも参りませんし、従つて、そこに住んでおる農家の信用といふものの結果したものでもつて金を借りるよりほかには法がない。將來伸びていくだろうといふ立木を対象にして金を借りるわけに参らぬ。だから、林業の経営をもしその住民がやるという場合に、將來で借りようといふ立木を対象にして金を借りようといふのは無理な話。だから、やはり、そこに住んでおる住民の信用力の結集を対象にして金を融通するよりほか方法がないわけですね。だから、共同でもつて金を借りるという態勢のものは、これは金融公庫が当然そゝういふ面を分担しなきゃならぬ。新しいそゝういふ科目ができてくるんですから、そゝういふ金融公庫の中に入れてほしいわけですね。それを入れないで、そして、できないから、できないからといつても、造林の事業には、それでは金融の道は、政府の低利資金がいかないので。あくまで助成金だけのもつても切り離す、こゝういふ考へ方は、これは非常に間違ひだらうと思ひます。パルプの材料を提供するためにこの法律をこしらへたと云ふのならば、私は何も言ひ必要はないけれども、そゝうおっしゃつていないんですから。

○政府委員(瀬戸山三男君) 地方々々によつて樹種が異なるものが適するかといふことについては、これは専門家の検討を要する問題であります。たゞ、たゞいま御審議を願つております法律は、最初に提案理由等においても、御説明を申し上げましたように、そゝういふ荒廃した山地があるが、その所有者等の資金その他によつてこれに植樹をして、そして、いわゆる森林経営を

しかし、その持ち分の分割については、たとえば十五年までは分割しない、十五年先になれば相当情勢も変るし、造林の管理経営についても変わってくるのだ、そのときには一つ分割を考へる。これはまあ一つの例ですが、そういうこともあり得るわけです。そういうことは、一体認められるのか認められないのかということが、一つの朝の私の質問であつたのであります。参議院の御見解では、それは可能だといふふうに今伺つたのでありますが、それからもう一つ実は問題があつたのであります。その問題が一つと、いま一つは、この分取造林の契約というものは、一応契約の骨子はある、しかしながら今お話のように、いろいろの契約の内容が、この骨子に関連してあり得るわけなんです。従つて、いわゆる分取造林という概念の中には、この法律で示しておるもの以外のものがあり得るわけなんです。その場合には、やはりこの法律の示すところではないけれども、通常の觀念としては、分取造林ですね、造林をやつてあとで一つ収益を分けようじゃないかという契約等があり得るわけなんです。現在でも相当分取造林契約によつて造林が行われておるであらうと私は思います。また、政府の方でもそういう説明であつたものであります。そうすると、世の中にそういう契約はたくさんあるわけですね。一般第三者は、果してそれがこの法律にいうところの契約なりやそうじゃないかわからない。ところが、民法のこの条項というものは私法であつて、しかも物權的な、一つの權利義務的な關係が第三者に対していろいろあるわけなんです。たとえば持ち分の議

渡を受けるとか何とかいろいろある。そういう客体に対して、民法のこの条項の適用を除外するといふことが、立法的に正しいかどうか、これが私の朝の一つの疑問なんです。それと今の特約、二つあったわけですね。後段のやつは、一応法制局の御見解は理解したわけなんですけれども、前段についての御意見がもしありますれば、参考のために伺いたい。

○法制局参事(菊井三郎君) 法律的に考えますと、この造林契約は、やはり私法上の契約であらうと考えられるわけですね。従いまして、この法律の施行前にも現在これに該当するものがあるという点は、これが私法契約であるところからして、かなりあるといふことも想定されるわけですね。従って、個々の現在あります契約が、これに該当するものが出てくる、そういう場合に、この三条との関係がどうなるか、こういうことはやはり一応問題になる事項ではなからうかと思えるわけですね。ただ、この法案には、付則で、「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同日以後に締結される分収造林契約に係る共有樹木について適用する。」というように書いてございまして、この法律以後の分について、この三条を適用すると、こういうふうに書いてございまして、従って、現在すでに契約がなされているものについては、三条の規定はすぐにはかぶってこないように手当てしてございまして、この私法上の契約に三条がすぐあらゆるものにかぶることのいいか悪いかと、こういう問題につきましては、まあこの法律が出て、この法律公布後のものがそうなる

と、こういうふうに今解釈すれば、私法上の契約につきましても問題はあらうかとも思いますけれども、手当はしてあるのではなからうか、こういうふうに考えられるわけですね。

○梶原茂雄君 私の質問とちよつとお答へがされておるのであります。この法律の施行前の問題ももちろん問題ではありますけれども、私の言ふのはそういうことなくして、施行前もそういう契約はたくさんある、今後たくさん出てくる。いわゆる広い意味の分収造林契約が出てくる。その中で、この法律で指示しているといふますか、指摘している分、この分だけについて民法の該当条文の適用を排除すると、こういうわけですね。一体この契約は、この法律の一条でいう契約なりやいなや、そういうことが一体どうしてわかるか、何かそれを保護されるか、あるいは何かあれば別ですよ。しかし僕は、たとえこの契約に基く共有の持ち分の譲り受けを受けた、そういう場合、利害関係になるわけですね。これは一体この法律でいう一条に該当する契約なのかどうかという判断といふものはできないのじゃないか。従って、こういう性質のものに、そういう性質のものに、すなわち、第三条のような私法上の基本的な法律ですね、民法にいうその適用を除外するといふような考え方といふますか、やり方は、立法論として適当ではないのではないかと、少し意見になりますけれども、意味合いの質問を申し上げます。それは大丈夫なんだ、心配ないのだからという御説明をいただければ、私は満足するのであります。先ほど言われました場合においても、これが施行前の契約であるか、

施行後の契約であるか、なんといふことは第三者にはわかりつこない。一々契約を見なければわからない。しかも、その契約によって民法上のあの条文が適用されるかされないかといふことが分かれてくる。これはどうも普通の行政的な法律であれば別ですけども、権利義務に關する法律なんですね、内容的に見ますと。従って、そのところが、私としては、相当重要な問題じゃないかと思ふ。一体、たとえばこれは施行される前にできた契約なのか、施行後の契約か、これだつてわかりつこないですよ。そういうものに持つてくることに、どうも私はびんとこないのです。何か非常に適正ならざる立法のような感じがする。分収造林自体はいいのであります。これはこれでけつこうだと思ふ。ただ、そこへ民法を持つてきた点がふに落ちない、こういうことを申し上げているのであります。

○法制局参事(菊井三郎君) 個々の契約が、果してこの法律に規定しているところの契約に該当するかどうか、それは何で見ると、こういうことでございまして、これは具体的に、個々の契約の内容と、この法律の規定とを照らして判断してきめるよりほかにはないんじやなからうか、こういうふうに思います。ただ、この造林契約をいたします場合に、当事者がこういう法律の出ているといふことをあらかじめ承知している場合には、この問題はあまり問題にはならないだろうと思ふのですが、全然法律を知らない、こういったような場合に、契約条項を個々に判断して、この法律に該当する契約であるかどうかといふことを判断する

よりほかにはなからうかと思ひます。で、しからばこれはだれがその判断をするか、こういうことになります。最終的には裁判所が判断するよりほかはないではないか、争いがあります場合に、いふてですね、裁判所が判断するよりほかはないではないか。ただ裁判所へいく前に、おきまして、この法の二条に、「契約の締結のあつせん」といふような規定もございまして、契約を締結する際に、この法律に準拠したものでないことがわかることが多いのではなからうかとも思ひますが、最終的には、争いがあります場合には裁判所の判断を仰ぐといふよりほかにはなからうかと思ひます。

○千田正君 今の問題に關連して。この法律は、われわれ農林委員会としても、私ばかりでなく、各同僚議員も何とかすつきりした姿で出したといふような希望があるのです。そういう意味で協力しているのです。ただ、その希望があつて、裁判所でないれば判断がつかないものであるとすれば、ちよつと困るのじゃないか、すつきりした姿で、少くとも参議院の農林委員会において、この審議が通過して、これを衆議院に送らなければならぬ、そういう場合に、やはり疑義のあるものはたして、政府提案が法的な問題が起らないような法律といふふうにして出さなければならぬといふ点から、おれわれもあなたに御足労願つて何つていふわけですね。しからば、どうしたらいいかといふ問題になつてくるのです。林野当局は何か考えておられますか。これに一応いふゆる国の財政の面から助成をしておるとか、補助金を出しておるとか、こういうことが

はつきりしていれば、そういう問題は起らぬのじゃないですか。その見解はどうなんですか。この法案の裏づけとして。

○政府委員(石谷憲男君) 一応、運用の面をいたしまして、この法律に基く分収造林契約につきましても、これを都道府県知事に届け出るといふ指導をいたしたい、そういうことで分別をしていきたい、こういうことでございまして。

○清澤俊英君 関連。これ、民有地でも分収林の契約ができるのです。それから先にお聞きしたい。民有地でもできるのです。

○政府委員(石谷憲男君) もちろん民有地についてやることになるわけでありまして。
○清澤俊英君 そこで、その所有権なるものに対して、他に異議があるものでしたら、これを、このまま知らないところで契約ができてしまつて、異議があるものがあとで問題にしようとしたときは、これはどうなるのですか。今の問題も、これは梶原さんの言われた問題も、部落共有林などには相当長い習慣による特約があると思ふ。そういうようなものを、部落の場合には三分の二の承認を得るとか何とかいふ問題がありますから、それはかりに消えるとしてしまつても、他の部落等と所有権が、先般も質問したような工合で、錯綜している、こういうものが知らぬうちにとつとただ登記面の契約だけで、登記面の所有権だけでつと契約ができ上つて、あとで問題が起きるといふようなものを解決するのは、どこで解決するのですか。そういう紛糾は非常に多いと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) これは午前中にも御説明申し上げましたように、一応あつせん者としての知事があつせんをいたします前提をいたしまして、分取造林を行ふべき予定地についての詳細なる調査をいたしまして、それを公表するというのをいたすわけでありまして、その土地にからむさまざまな所有権等の紛争の問題は、その際にはつきりして、そういうことを避けるということにいたしてあります。

○清澤俊英君 この知事の問題は第二條ですか、知事は分取造林の契約についてあつせん者の申し出のあつた場合にはするのですから、申し出のなかつた場合は、この分取造林の契約というものは成立しないのですか。知事にあつせんを頼んで、分取する契約をして、これは契約にならぬということですか。

○政府委員(石谷憲男君) これは、あくまでも造林を相当とする土地につきまして、土地の所有者が分取造林でやることを希望するといふものについて取り上げることが、これがおおむねの場合であります。そのほかは、例の森林法に基きます造林の義務違反者の土地に對しましてこれを行ふといふことでございますからして、特別にそういう申し出がない、造林に對する義務違反の事実もないといふものにつきましては、この分取造林の対象地には取り上げない、こういうことになっております。

○清澤俊英君 そういふ場合には、分取造林の対象にならないと、こゝ言われるのですか。

○政府委員(石谷憲男君) この法律によりまして進めようとしたしております分取造林の対象にはいたさない。こゝういふことでございします。

○佐藤清一郎君 関連して。そうすると、知事があくまでもあつせんしたやつでなければ対象にしない、こゝういふわけですか、これは。各個人々々が参加して、こゝういふふりにしてやるという契約ができて、知事を中に入れない限りはやらぬということですか。

○政府委員(石谷憲男君) そういふことはございせんので、ただ、知事は促進をするためにあつせんをするといふことでございしますからして、特別に知事のあつせんによらないで自由な契約ももちろんあるわけがございします。

○佐藤清一郎君 それも承認するといふことですか。

○政府委員(石谷憲男君) この法律で言つておりますような内容の整つたものであれば、そゝういふことになると思ひます。

○佐藤清一郎君 もちろん、それは内容が整わなければできないわけだ。

○清澤俊英君 今の問題、これは重大だと私は思ふのですが、知らないうちによつと自由に契約してしまふ。それができるといふのです。ちよつと頭の進んだやつは、いろいろなことを知つていまして、ところが、えてして、これに特約的な古い習慣的なあれをもつていておる農民は、そゝういふものは割合無知なんです。無知のものの處をついてはつと契約してしまふ、こゝういふような場合が出てきたとき、それを防備する何ものもないので、やはり

さつき梶原さんが言われたように、この法案のこゝういふものを契約できた、まあ、四十日間ぐらゐの期間を置いて公示して効力を発生すると何とかいふものがないと、非常に私は危険なものが出てくるのじゃないかと思ふのです。自由契約ができるとしたら。そゝういふ点、どうお考えですか。私は必ずあると思ふ。あとでおれば知らんていたのだが、あんなことせられてしまつたといふようなことがあるだらうと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 実は、まあ現在までさまざまな事情の結びつきがありまして、いわゆる分取造林といふものが現に行われておる、こゝういふわけがございしますので、そゝういふものに対しては、一々こちらの方でどういふ措置をするすべもなかつたわけがございします。まあこの法律によりまして分取造林は、それだけに、いわゆる紛争の起らぬやうな、しかも本人の希望に基く土地につきまして、それをせられるといふことになつたわけがございまして、おそろく、この法律に基く分取造林契約等によりまして、今後そのやういつた種類の自由な結びつきの場合に起りますやうな紛争といふものは避けられるのではないかとこゝういふに考へております。

○梶原茂憲君 よく理解できないのであります。別の問題になりますけれども、土地所有者が契約の当事者にならぬ場合があるのです。これは一体どういふ場合で、どういふ必要から、そゝういふ場合が起つてくるのでしょうか。

○政府委員(石谷憲男君) 造林者であります者が地上権を持つておるといふ

ような場合には、そゝういふ場合があり得ると思ひます。

○梶原茂憲君 条文の字句で、はなはだ恐縮でありますけれども、共有の条項の第一号の五号ですか、第一号または第二号だけに限定して、第三号、言いかへますと、費用負担者の場合が入つておらないのは、これはどういふ理由でしようか、はなはだ字句で恐縮であります。当然、第三号の場合に入るべきじゃないかといふふりに思われるのですけれども、そゝういふのでしようか。

○政府委員(石谷憲男君) おそれ入りますが、第三号でございまして、第一号、第二号、第三号の第五号の共有に関する条項ですね。共有に関する条項に「第一号又は第二号の契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とする」と、こゝうあるのです。ところが、第三号を見ますと、「費用負担者」といふことを第三号が書いておるのですけれども、この場合には当然入るのじゃないでしようか。これは費用負担者といふ者が入つておらないのが建前ですか。

○政府委員(石谷憲男君) 費用負担者は造林者となることではないといふ建前でございします。

○梶原茂憲君 そゝうしますと、契約者は常に造林者とそれから土地の権利者といふことであつて費用負担者は入らない。だから、午前中のお話だと、三位一体が正常な姿のやうに何つていまして、費用は出さなければ、共有の権利を持つて、あと分取の分け前といふ意味合いで分取造林契約といふものが三人ででき得ると、こゝういふのじゃないんですか。

○説明員(家治清一君) 条文の關係の整理をいたしましたときには、実は五号の方で植栽するといふのは、これは第一号と第二号でそれぞれ植栽の義務が掲げてありますので、それを受けて「第一号又は第二号の契約事項の実施により植栽された樹木は、」といふことで書いたつもりでございします。それで、お話のやうに費用負担者も契約当事者になつておる三面契約、あるいは費用負担者を一応対象とする、一方の契約当事者とする二面契約、相對契約も当然ございします。それはいづれも第一号ないし第二号の造林者の義務を経て植栽されている、こゝういふことで書いておりました。あと「各契約当事者の共有とする」といふことは、第一号、第二号に必ずしも限定されたつもりではございせん。

○梶原茂憲君 条文の読み方で、はなはだ恐縮でありますけれども、すらすらといきますと、今度は土地を提供する、それから造林をやる、その管理をやる、それから費用が大へんであつて資金を提供する、その三つで、三つの権利關係といひます。費用負担者が入る。これは私きわめて自然な実態であらうと思ふ。こゝで、第一号、第二号の契約でできた木は、契約当事者の共有となりまして、資金の者はオミットされても、これでいいのです。読み方としては、が、何か不十分な感じがします。

○説明員(家治清一君) 今の点はオミットはされません。費用負担者が入つております場合は、オミットをしないつもりでおります。ちよつと説明がうまくなかつたと思ふのですけれども

その共有の分割を請求することができ、これが民法の大原則でございませう。しかしながら、そういういつ何とき分割されるかわからない状態では不安定であるから、その当事者の契約によつて「五年を超えサル期間内」においては分割の請求ができないのだという契約もできる、こういう特例をただし書きによつて規定いたしております。しかしながら、これが民法の原則でありますけれども、その次の二百五十七条でありますか、これによつて、今のいわゆる分割請求の規定を排除している規定がございませう。これは御承知だと思ひますけれども、あるいは一体をなしている家屋の共有、それから隣接地帯の、両方にまたがっております障壁と申しますか、へいというよりなもので、こういうものは、性質上簡単に分割のできるものでないから、従つて、共有は、原則としてあまりよくないんだという考え方から、これを排除する。そういうものは簡単に分割を請求されちや困る。また従つて、分割請求の規定を排除する。この二つの場合について二百五十七条が規定しているわけでありませう。従つて、この二百五十七条に対して、いかに民事関係でありませう、当事者間の契約によつて、これを、この二百五十七条を、さらに排除するといふことはできないものと解釈をいたしているのではありません。第三条は、そういう趣旨によつてここに立案をいたしております。

この立案が適当であるかどうかといふことについては、これはもちろん多少意見を異にしている人もあると思ひますが、この分取造林法を制定いたして、そつして相当長期にわた

り、まあこれは樹種によつてあるいは三十年、あるいは四十年、五十年となると思ひますが、この特別な制度によつて、先ほども申し上げましたように、造林計画を促進しようといふ、そういう趣旨の立法でありますので、その間において、民法の普通の原則の、いつでも分割ができるんだ、こういう不安定な状態においては、いわゆる分取造林のこういう特別な契約はなかなか進行しないであらう、その目的を達成することが少くならはしないかと、こういう意味におきまして、その安定状態を作るために、共有を規定いたしております。先ほどの規定に基いて、そういう共有分割の民法の原則を排除するんだ、こういう趣旨の規定をここにいたしているのではありません。しかしながら、その場合において、民事上の問題だから、先ほど梶原さんもお話になりましたように、当事者が承諾すればいいんじゃないか、こういうことも、先ほど申し上げましたように、それほど強くそういう意見を排除しなくてもいいんじゃないか、こういう考え方も成り立たないわけではありませうけれども、くどいようでありませうが、提案者といひましては、これは先ほど法制局の方からも御説明がございましたが、この規定は、もちろん今後この法律が制定された後に約束されます契約に適用されるのでありますから、こういう法律の内容を知つて、これは非常に簡単に分割ができるものじゃないのだ、こういう趣旨のもとにこの分取契約がなされるのでありますから、必ずしもいふゆる個人の意思を法律によつてむげに排除することではないと、私はそう解釈をして、そういう見

解に立つてこの法律の立案をいたしております。でありますから、こういうものである、これは相当長期にわたる計画に基いて、途中においてぐらぐらしないんだと、そういう趣旨の契約に基いて、荒地を大いに造林をして進めてもらいたい。こういうわけであつたので、多少と申しますか、法制局の先ほどの考えとは違ひますが、提案者の考え方をここに明確にいたしたいと思ひます。

○梶原茂嘉君 私は、立法趣旨のことを伺つておるわけじゃないのであります。解釈論であります。立法的の御趣旨はわからないわけではありませうが、そうだとすれば、そういう立法をしなければならぬ、次官の言われるような趣旨にならないのじゃないか、これも私は言ひたい。たとへば分取造林の契約は、これは契約は自由であつて、だれでも自由にできるわけでありませう。そのやり方について一つの規制をする法律を作れば、それは別であります。それは自由になる。だからいろいろの形のやつがあり得るわけだ。十年間一つ分割せずについて、それから先一つ分割可能のことにしてしようじゃないかといふことも可能なんです。それはこの法律ではとめることはできない。また、当然民法の適用を受けていこうじゃないかといふ分取造林契約がこれは可能なんです。それともこの法律は何もこれは押えていない。従つて、次官はそう言われませうけれども、そういう契約はほとんど人行い得るわけなんです。たまたまこゝで、どうなんですか、持ち分を分割しないという契約をした場合に、初めてこの法律に言うところのあれになる

のですか、分取造林契約になるのですか。もしそうだとすれば、この民法を適用しないのだという条項がなくて、当事者の契約でそれがはつきりしているといふことになるのじゃないか、うか、こういうのであります。午前中はそういう特例を設けることは、この法律上できないのだという趣旨のお話があつた。それは、おそらくこの解釈は私は明らかに間違ひであつて、これは自由にできる、こう解釈することがこれは常識的に正しいと思ひます。これはどこにも禁止してないのですから。たとへば何か別の条件があつて、それに該当するやつはこう、これはわかつて、分割についての特約をかりに作つていつても、どの条項によつてそれがその契約が無効になるかは、私は考え得ないのです。次官の言われる立法論とこの現実の条文とは合つていないじゃないか、こういう解釈がはつきりするものでありますから、もう一つ御説明をお願いしたいと同時に、この法律の契約だといふことになりまして、それはあとで隨意に変えることができ得るであらう、また契約を解除することもできると思ひますけれども、それはそれでいいですか、どうですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) 契約自体については、この法律に規定してある以外は、民法の規定によつて従うわけでありませうから、いわば契約の原則によつてあるいは解除ができる場合もあつた。そういうことは考えられるわけでありませう。

の、まあこれは樹種によつてあるいは三十年、あるいは四十年、五十年となると思ひますが、この特別な制度によつて、先ほども申し上げましたように、造林計画を促進しようといふ、そういう趣旨の立法でありますので、その間において、民法の普通の原則の、いつでも分割ができるんだ、こういう不安定な状態においては、いわゆる分取造林のこういう特別な契約はなかなか進行しないであらう、その目的を達成することが少くならはしないかと、こういう意味におきまして、その安定状態を作るために、共有を規定いたしております。先ほどの規定に基いて、そういう共有分割の民法の原則を排除するんだ、こういう趣旨の規定をここにいたしているのではありません。しかしながら、その場合において、民事上の問題だから、先ほど梶原さんもお話になりましたように、当事者が承諾すればいいんじゃないか、こういうことも、先ほど申し上げましたように、それほど強くそういう意見を排除しなくてもいいんじゃないか、こういう考え方も成り立たないわけではありませうけれども、くどいようでありませうが、提案者といひましては、これは先ほど法制局の方からも御説明がございましたが、この規定は、もちろん今後この法律が制定された後に約束されます契約に適用されるのでありますから、こういう法律の内容を知つて、これは非常に簡単に分割ができるものじゃないのだ、こういう趣旨のもとにこの分取契約がなされるのでありますから、必ずしもいふゆる個人の意思を法律によつてむげに排除することではないと、私はそう解釈をして、そういう見

解に立つてこの法律の立案をいたしております。でありますから、こういうものである、これは相当長期にわたる計画に基いて、途中においてぐらぐらしないんだと、そういう趣旨の契約に基いて、荒地を大いに造林をして進めてもらいたい。こういうわけであつたので、多少と申しますか、法制局の先ほどの考えとは違ひますが、提案者の考え方をここに明確にいたしたいと思ひます。

○梶原茂嘉君 私は、立法趣旨のことを伺つておるわけじゃないのであります。解釈論であります。立法的の御趣旨はわからないわけではありませうが、そうだとすれば、そういう立法をしなければならぬ、次官の言われるような趣旨にならないのじゃないか、これも私は言ひたい。たとへば分取造林の契約は、これは契約は自由であつて、だれでも自由にできるわけでありませう。そのやり方について一つの規制をする法律を作れば、それは別であります。それは自由になる。だからいろいろの形のやつがあり得るわけだ。十年間一つ分割せずについて、それから先一つ分割可能のことにしてしようじゃないかといふことも可能なんです。それはこの法律ではとめることはできない。また、当然民法の適用を受けていこうじゃないかといふ分取造林契約がこれは可能なんです。それともこの法律は何もこれは押えていない。従つて、次官はそう言われませうけれども、そういう契約はほとんど人行い得るわけなんです。たまたまこゝで、どうなんですか、持ち分を分割しないという契約をした場合に、初めてこの法律に言うところのあれになる

のですか、分取造林契約になるのですか。もしそうだとすれば、この民法を適用しないのだという条項がなくて、当事者の契約でそれがはつきりしているといふことになるのじゃないか、うか、こういうのであります。午前中はそういう特例を設けることは、この法律上できないのだという趣旨のお話があつた。それは、おそらくこの解釈は私は明らかに間違ひであつて、これは自由にできる、こう解釈することがこれは常識的に正しいと思ひます。これはどこにも禁止してないのですから。たとへば何か別の条件があつて、それに該当するやつはこう、これはわかつて、分割についての特約をかりに作つていつても、どの条項によつてそれがその契約が無効になるかは、私は考え得ないのです。次官の言われる立法論とこの現実の条文とは合つていないじゃないか、こういう解釈がはつきりするものでありますから、もう一つ御説明をお願いしたいと同時に、この法律の契約だといふことになりまして、それはあとで隨意に変えることができ得るであらう、また契約を解除することもできると思ひますけれども、それはそれでいいですか、どうですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) 契約自体については、この法律に規定してある以外は、民法の規定によつて従うわけでありませうから、いわば契約の原則によつてあるいは解除ができる場合もあつた。そういうことは考えられるわけでありませう。

の、まあこれは樹種によつてあるいは三十年、あるいは四十年、五十年となると思ひますが、この特別な制度によつて、先ほども申し上げましたように、造林計画を促進しようといふ、そういう趣旨の立法でありますので、その間において、民法の普通の原則の、いつでも分割ができるんだ、こういう不安定な状態においては、いわゆる分取造林のこういう特別な契約はなかなか進行しないであらう、その目的を達成することが少くならはしないかと、こういう意味におきまして、その安定状態を作るために、共有を規定いたしております。先ほどの規定に基いて、そういう共有分割の民法の原則を排除するんだ、こういう趣旨の規定をここにいたしているのではありません。しかしながら、その場合において、民事上の問題だから、先ほど梶原さんもお話になりましたように、当事者が承諾すればいいんじゃないか、こういうことも、先ほど申し上げましたように、それほど強くそういう意見を排除しなくてもいいんじゃないか、こういう考え方も成り立たないわけではありませうけれども、くどいようでありませうが、提案者といひましては、これは先ほど法制局の方からも御説明がございましたが、この規定は、もちろん今後この法律が制定された後に約束されます契約に適用されるのでありますから、こういう法律の内容を知つて、これは非常に簡単に分割ができるものじゃないのだ、こういう趣旨のもとにこの分取契約がなされるのでありますから、必ずしもいふゆる個人の意思を法律によつてむげに排除することではないと、私はそう解釈をして、そういう見

解に立つてこの法律の立案をいたしております。でありますから、こういうものである、これは相当長期にわたる計画に基いて、途中においてぐらぐらしないんだと、そういう趣旨の契約に基いて、荒地を大いに造林をして進めてもらいたい。こういうわけであつたので、多少と申しますか、法制局の先ほどの考えとは違ひますが、提案者の考え方をここに明確にいたしたいと思ひます。

○梶原茂嘉君 私は、立法趣旨のことを伺つておるわけじゃないのであります。解釈論であります。立法的の御趣旨はわからないわけではありませうが、そうだとすれば、そういう立法をしなければならぬ、次官の言われるような趣旨にならないのじゃないか、これも私は言ひたい。たとへば分取造林の契約は、これは契約は自由であつて、だれでも自由にできるわけでありませう。そのやり方について一つの規制をする法律を作れば、それは別であります。それは自由になる。だからいろいろの形のやつがあり得るわけだ。十年間一つ分割せずについて、それから先一つ分割可能のことにしてしようじゃないかといふことも可能なんです。それはこの法律ではとめることはできない。また、当然民法の適用を受けていこうじゃないかといふ分取造林契約がこれは可能なんです。それともこの法律は何もこれは押えていない。従つて、次官はそう言われませうけれども、そういう契約はほとんど人行い得るわけなんです。たまたまこゝで、どうなんですか、持ち分を分割しないという契約をした場合に、初めてこの法律に言うところのあれになる

のですか、分取造林契約になるのですか。もしそうだとすれば、この民法を適用しないのだという条項がなくて、当事者の契約でそれがはつきりしているといふことになるのじゃないか、うか、こういうのであります。午前中はそういう特例を設けることは、この法律上できないのだという趣旨のお話があつた。それは、おそらくこの解釈は私は明らかに間違ひであつて、これは自由にできる、こう解釈することがこれは常識的に正しいと思ひます。これはどこにも禁止してないのですから。たとへば何か別の条件があつて、それに該当するやつはこう、これはわかつて、分割についての特約をかりに作つていつても、どの条項によつてそれがその契約が無効になるかは、私は考え得ないのです。次官の言われる立法論とこの現実の条文とは合つていないじゃないか、こういう解釈がはつきりするものでありますから、もう一つ御説明をお願いしたいと同時に、この法律の契約だといふことになりまして、それはあとで隨意に変えることができ得るであらう、また契約を解除することもできると思ひますけれども、それはそれでいいですか、どうですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) 契約自体については、この法律に規定してある以外は、民法の規定によつて従うわけでありませうから、いわば契約の原則によつてあるいは解除ができる場合もあつた。そういうことは考えられるわけでありませう。

いうことが当事者として当然である。それはどこでも押えてないから、当然である。そうすれば、初めから一つこの条件で分割を相談しようじゃないかと、これは契約の自由ですから、集まつて相談してやうやることも、これはりっぱな分取造林契約です。この法律に言ふあれじゃないかもしれないとを言ひ、それは当然可能だ。そういうことをしておいて、一たびこれができれば、分割はできないのだというわけではないのです。初めから分割のことを規定している契約がいかにいうわけでもない。それは認めるといふことですね。一体そうすると、三条の適用される、言いかえると、民法の該当条文が排除される契約の内容といふものは、どういふものかといふ一つの疑問が出てくるわけ。たくさんある中で、こういう点が、次官の言われる立法趣旨とこれでは合っていない。しかも、この法律は行政上好ましいとかどうとかといふのでなく、それは個人々々の、特に所有権に關連する権利義務の關係で、それは何十年にも及ぶものである。それだけに、そういうところから、この法律としてはその焦点をはつきりしておくことが必要じゃないから、各個人の権利義務に關することから、造林政策の問題は、これはそれとして一つあるのですけれども、この法律のねらっていることは、端的にせんじ詰めれば、民法のあれを排除するほかには見当らない。さつき言われました税の關係などもあるらしいですが、それはそれとして、はつきりしたいと思ひます。それをのけますと、ほかにない。しかもそれが非常に重要な点でありまして、解釈上、これははつきりしてかかることが必要だと思ひのであります。場合によりますれば、政府の法制局の御意見も一つ伺ひすることが必要になるかとも思ひます。

○委員長(重政廣徳君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(重政廣徳君) 速記を始め

本件は、本日はこの程度にいたします。委員長(重政廣徳君) 次に、經濟基盤強化基金と農業に關する件を議題にいたします。

經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案を問題にいたします。この法律案は、今国会に政府から提案され、当院においてはただいま予備審査のため大蔵委員会に付託されております。この法律案は、農業に關係するところが大きく、御要求の次第もあり、ただいまから問題にして、当局の説明を聞くことにいたします。

なお、この問題について亀田議員から、委員外発言を求められておりますから、この際、これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

○政府委員(小澤孝次君) お手元に配付してございます經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案を御覧によりまして、ただいま大蔵委員会に予備審査のため付託されております本法案につきまして、概略御説明申し上げたいと思ひます。

まず、この法律の目的でございますが、御承知のように昭和三十一年度の決算上の剰余金が非常に多額に上つたわけでございます。で、この決算上の剰余金は、普通から申しますと翌々年度におきましてその二分の一を下りざる金額といふものは、これは国債の償還に充てられる、その他揮発油、道路の整備に充てられる、それから交付税の精算、そういうものに充てられるほかは、一般財源として使用する事ができるわけでございますが、御承知のように昨年度からの國際収支の悪化、それに伴うところの各種の対策、こういうものに関連いたしまして、三十三年度におきましてこれを一般財源として使用してわが國の經濟に刺激を与へることは好ましくない、こういうような見地から、この法案が提出されておるわけでございます。で、その法律の目的は、ここに書いてございますように、經濟基盤強化資金の設置、それから農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保險公庫、日本貿易振興會及び日本労働協會の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し、必要な事項を定め、もつてわが國の經濟の基盤の強化と健全な發展に資することを目的とすることでございます。で、このうち最初の經濟基盤強化資金でございますが、これは、一般会計に設けられますところの資金でございます。金額といたしましては、四百三十六億三千万円のうちの二百二十一億三千万円がこの經濟基盤強化資金に充てられるわけでございます。この資金の設置でございます

ますが、これは、將來におけるわが國の經濟基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、昭和三十三年度においてこの資金が設置されるわけであります。それから資金の使用の方法でございますが、資金は、將來における道路の整備、港灣の整備、科學技術の振興、異常災害の復旧または産業投資への繰り入れに要する経費の財源に充てられるわけでございます。が、この場合には、あらためて予算をもつて、国会の御議決を得た上で使用する、こういうことになるわけでございます。

それから次の項目が公庫等の基金の設置でございますが、残りの二百十五億といふものが五つの特別の法人に對しますところの出資と、こういうことになるわけでございます。

まず、農林漁業金融公庫に對しましては、同公庫が補助の對象とならない土地改良事業に對してなす貸付金の利息の軽減に充てる財源を運用によつて得るための非補助小圃地等土地改良事業助成基金に充てるために、六十五億円を出資することにいたしております。

それから中小企業信用保險公庫に對しまして、同公庫の保險事業の損失を埋めるための保險準備金に充てるために、同じく六十五億円を出資することによりております。

それから日本輸出入銀行に對しまして、同行の東南アジア開發協力のための國際的機構に對する出資及び當該機構の設置に至るまでの間におきまして、將來、當該機構の出資に振りかへることができるよう、そういう性質の國際的協力による投資の財源に充て

るための東南アジア開發基金の設置をいたしますため、これに五十億を出資する、こういうことにいたしております。

それから日本貿易振興會でございますが、これは別途法律を出しまして、今国会におきまして御審議を願つておるものでございますが、この日本貿易振興會の事業の運営のために必要な経費の財源を運用によつて得るための基金に充てるために、二十億円を出資する、こういうことになっております。

それから一番最後は、これもまた別途法案を提出いたしまして、御審議を願つておるわけでございますが、日本労働協會を作つて、そして同協會の事業の運営のために必要な経費の財源を運用によつて得るための基金に充てるために、十五億円を出資することにいたしております。

次に、基金に關する現金の管理及び運用等でございますが、この出資金は、いずれも先ほど申し上げましたように、たな上げ資金でございます。すなわち、これを資金運用部に預託する、こういうことにいたしております。すなわち法律によりまして、それを義務づけておるわけでございます。

それから口を書いておるところのもの、これは日本輸出入銀行の場合でございますが、先ほど申し上げましたように、東南アジア開發協力のための國際的機構に對する出資に充てられるわけでございますが、そういう場合には、資金運用部への預託を同付されまして、そちらの出資に振り向けられることとなります。また、その國際的機構ができないまでの間におきまして、先ほど申し上げましたような投資

また、この法律の目的でございますが、御承知のように昭和三十一年度の決算上の剰余金が非常に多額に上つたわけでございます。で、この決算上の剰余金は、普通から申しますと翌々年度におきましてその二分の一を下りざる金額といふものは、これは国債の償還に充てられる、その他揮発油、道路の整備に充てられる、それから交付税の精算、そういうものに充てられるほかは、一般財源として使用する事ができるわけでございますが、御承知のように昨年度からの國際収支の悪化、それに伴うところの各種の対策、こういうものに関連いたしまして、三十三年度におきましてこれを一般財源として使用してわが國の經濟に刺激を与へることは好ましくない、こういうような見地から、この法案が提出されておるわけでございます。で、その法律の目的は、ここに書いてございますように、經濟基盤強化資金の設置、それから農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保險公庫、日本貿易振興會及び日本労働協會の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し、必要な事項を定め、もつてわが國の經濟の基盤の強化と健全な發展に資することを目的とすることでございます。で、このうち最初の經濟基盤強化資金でございますが、これは、一般会計に設けられますところの資金でございます。金額といたしましては、四百三十六億三千万円のうちの二百二十一億三千万円がこの經濟基盤強化資金に充てられるわけでございます。この資金の設置でございます

また、この法律の目的でございますが、御承知のように昭和三十一年度の決算上の剰余金が非常に多額に上つたわけでございます。で、この決算上の剰余金は、普通から申しますと翌々年度におきましてその二分の一を下りざる金額といふものは、これは国債の償還に充てられる、その他揮発油、道路の整備に充てられる、それから交付税の精算、そういうものに充てられるほかは、一般財源として使用する事ができるわけでございますが、御承知のように昨年度からの國際収支の悪化、それに伴うところの各種の対策、こういうものに関連いたしまして、三十三年度におきましてこれを一般財源として使用してわが國の經濟に刺激を与へることは好ましくない、こういうような見地から、この法案が提出されておるわけでございます。で、その法律の目的は、ここに書いてございますように、經濟基盤強化資金の設置、それから農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保險公庫、日本貿易振興會及び日本労働協會の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し、必要な事項を定め、もつてわが國の經濟の基盤の強化と健全な發展に資することを目的とすることでございます。で、このうち最初の經濟基盤強化資金でございますが、これは、一般会計に設けられますところの資金でございます。金額といたしましては、四百三十六億三千万円のうちの二百二十一億三千万円がこの經濟基盤強化資金に充てられるわけでございます。この資金の設置でございます

の財源に充てる、こういうような場合に
におきましては、資金運用部への預託
金が回付されて、そちらの方に振り向
けられる。ただ、この場合におきまし
ては、たな上げ資金の性格もございま
すし、それから、この出資なり、投資
というものは、国庫間のものでござい
ますので、内閣におきまして方針を決定
いたします。その決定に従いまして、大
蔵大臣が出資なり投資の運用をする、
こういうことになるわけでございま
す。

それから資金運用部資金に預託いた
しましたところの基金に属する現金
は、しからばどういふふうにして処理
されるかという問題でございまして、
これは利子を生みますので、その利子
によっていろいろな用途に使われるわ
けでございまして、

農林漁業金融公庫は、非補助小団地
等土地改良事業助成基金の資金運用部
への預託利子から、当該事業資金の貸
付利子の引き下げのために使用した額
を差し引いてなお剰余があるときは、
これを基金に組み入れなければならない
い。こういうことになっておりますが、
この組み入れられた額を限度とい
たしまして、将来また不足いたしました際
には、それをおろして使用するものが
できることになっております。ただ、
元本の六十億圓というものをくすす
ことはできないことになっておりま
す。

それから輸出入銀行は、これは別途
勘定を設けて経理されておるわけでござ
いまして、損益計算上の利益が生じ
たときは、これを同勘定の積立金とし
て積み立てる。それから損失が生じた
ときは、積立金を取りくずして損失を

埋めるというふうな規定になっており
ます。

それから基金の取りくずしの制限で
ありますが、公庫等の基金は、先ほど
申しましたように、農林漁業金融公庫
は、一応剰余が生じた場合は、これを
基金に繰り入れることになっておりま
すが、その繰入額を限度としたしまし
て、不足の場合は使用することができ
ますが、そういうことを除きまして
は、この基金を取りくずしてはならな
い、こういう規定を置いております。

中小企業信用保険公庫の場合におきま
しては、これは保険の基金でございま
すが、これが損失を生じた場合にくず
すということはやむを得ない、このよ
うな規定になっております。その他、
この法律の施行に必要の規定を設
けるとともに、関係法令に必要な改正
を行なっているわけであります。

以上、簡単にございまして、補足説
明を終りたいと思ひます。

○委員長(重政廣徳君) ただいまの説
明に対して、御質疑の方は御発言を願
ひます。

○委員外議員(龜田得治君) 大へん法
案等の審議で忙しいときに、委員外発
言を許していただきまして、感謝いた
します。

問題は二つあります。一つは解放農
地に関する訴訟の問題です。これは最
近に新しい現象といたしまして、旧地
主から、解放を受けた農民に直接訴訟
が出てくる、こういう形が若干新し
く出てきております。今までは、御承
知のように国なりあるいは農林委員会
等を相手にして、いわゆる行政訴訟、こ
ういふ形態で農地訴訟が起されていた
わけですが、最近の現象として、今申

し上げたような事態が起きてきてお
る。そうすると、形式上は行政官庁が
訴訟の当事者にならないで、とにかく
民間の旧地主対小作、こういう形式の
訴訟になってきておるわけですが、中味
は、しかしこれはあくまでも農地解放
という行政行為そのものを非難してい
る訴訟なんです。で、今までは、当然
農林省なり、あるいは府県等が、そ
ういふ農地訴訟に対して積極的に若干費
用も持ち、訴訟が負けないようにとい
う努力をされておるわけですが、今度
のやつは新しいそういう形式でありま
すので、これは農民からすでに農林省
にも陳情がいつておるわけですが、農
林省としては、どういふふうに対処を
してくるのか、その点について考え
方等がきまつておりましたら、まずお
聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 亀田先生
が御指摘の事件につきましては、昨年
の暮ごろから発生しまして、全部じや
ないかもしれませんが、農林省に報告
され、検討をして、慎重善処をいたし
たいと思つております。報告件数は現
在までに九件ございまして、大阪府下
でございまして、この問題に対しまして、
政府特に農林省の対処の仕方及び考え
方はきまつておるかいかかという御
質問でございまして、この種の事件の
訴訟は、訴訟を提起する者がおれば
やむを得ませんが、私どもは、旧地主
という方々が、個々の事件として提起
される場合におきましても、いんや
集團的にこれをなされる場合におきま
しては、一そのことではあります、望
ましくないことではないという見解をまず
持つております。

それから、どうしてこういう訴訟の
提起の仕方が、従来の農地解放に関し
ますいろいろな意見を持つておる方
が、国、都道府県を相手として行政訴
訟を、あるいは旧地主の所有権の確認
の訴えにおいて、あるいは農地買収処
分無効確認の訴えの形において提起さ
れておられましたのが普通であつたの
に対して、旧地主の解放せられた農地
について、買受け人を相手方にする自
作農創設をした農民を相手方として訴
訟を提起したか、こういうことについ
て研究をいたしました。目下のところ、
私も、農地改革によつて解放されま
した農地について、取得時効の時期が
迫つておりますので、時効中断の目的
で、そういう提起の仕方をしたもので
あろうと、一応推測をいたしておりま
すが、他面、法的に知識の不足等の状
態を利用して、農民の欠席裁判を
——被告の農民であります——を
利用して、有利に事態を展開しよう
とする意図もあるやうにみられるので
あります。そこで私どもとしまして
は、農地改革による農地解放は、すな
わち国、都道府県の旧地主からの買収
処分は有効であるという前提に立ちま
して、共同被告である場合には、従
来の場合であればもちろんのこと、買受
け人である農民を相手方とする訴訟に
対しましては、必要に応じて、当該
訴訟に参加する、これは法的手続
になるのであります、または、その
援助をする方法を、慎重に、期を失せ
ずまして研究いたしまして、その方法と
しましては、裁判所からの連絡をよくし
ていただくようにしたり、常時民事調
停、農事調停の協議会をやつておりま

すので、そこでしましたり、農地事務
局、県庁の担当課において、そ
ういふ案件の提起される状況、された進行
の状況、これを常時把握するような措
置をいたしまして、訴訟上必要な援助
を、解放農地を買ひ受けた農民に對し
ていたしまして、農民の方にできるだ
けの措置を講じたいと思つておるわけ
であります。

○委員外議員(龜田得治君) おおよそ
の考え方はわかりましたが、先ほど九
件というお答えがございましたが、その
人数等はわかりませんか。私が現に
知つておるのも件数としては一件で
あつて関係農民が約四十名裁判所へ呼
ばれておる、こういうのがあつたわけ
です。人数がわかりましたら、それをお
答へ願ひたいことと、それからそ
ういふ同種のやうな訴訟を起すこと
を前提にして、内容証明が旧地主から
旧小作人に相当数大阪近郊では出てお
るわけですが、その報告等なり資料等
がございましたら、お答へを願ひたい
と思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 私が九件
と申し上げましたものは、確実に亀田
先生の御指摘になつたケースに當ては
まらないものが入つておる場合がある
かと思ひますが、その九件は、昨年の暮
ごろから発生した大阪府東住吉区にお
ける関係面積約三町五反の関係、原告
数約二十名、弁護士さんは南利三さん
ほか四名という報告を受けております
が、関係農民数といたしましては、そ
の二倍半の約五十名の方の場合と承知
いたしておるのであります。

○委員外議員(龜田得治君) それは九
件の中の一件です、今御説明になつ
たのは。

○政府委員(安田善一郎君) ただ被告が、御指摘になりましたように、解放農地を買い受けた農民だけを相手方としない共同被告、すなわち国、農林省、大阪府知事をも共同被告にしたのが二件、国、大阪府知事、農民を共同被告としております五件、大阪府知事と農民を共同被告としております五件でございますので、場合によりましては、御指摘の農民だけを被告とする場合にはこのそとにあると思ひます。

○委員外議員(龜田得治君) それはわからぬのですか。

○政府委員(安田善一郎君) まだ詳細の報告を取っておりません。

○委員外議員(龜田得治君) まあ大体その程度で概況はわかるわけですが、これは相当ともかく関係農民の数が多く予想されるわけです。そして新しいこういう形ですから、これはおそらく地主連盟等で検討をされてこういう行動をとられておられると思いますが、やはり現在の農地制度を守るという立場からするならば、今の段階で、こういう問題が波及しないように、やはり農林当局としては断固たる態度で臨んでもらいたいと考えておられるのです。従つて、先ほど局長からの説明の中にお話がありました、農民を個人にして訴訟を起せば、農民としては毎年度毎度法廷等に引っぱり出されるのを非常にきついです。だから、初めのうちは土地は大事だからと思つてがんばつていたつて、そのうちにやむやむになるおそれもある、また、そういうところをつけ込んで多少金でも出すからというふうな話になりますと、くずれてくる、そして農民だけの問題じゃ

ないわけですね。私からこんなことは説明するまでもない、農地改革全体が、そういう事例がたくさんあつちにもこつちにもできれば、やはり制度そのものの問題に発展していくと思ひます。それから中には悪質なのは、なれ合い的な訴訟というものもあるかもしれない。被告の方がほんとうに防衛方法を出さなければ、裁判所の方としても勝たさなければならぬということになります。で、大阪で初めて顔を出してきている問題ですが、ぜひはっきりとした態度をお願いしておきます。そこで、大阪の関係農民の諸君が、大阪府なりあるいは京都農地事務局にも陳情し、せんだつて農民組合の統一大会のあつたときにも、東京にまで来て大に訴へ、農林省にも陳情したわけですが、京都事務局で若干お聞きした意見では、大体勝つ見込みのあるものは訴訟に参加してやろう、いやしくも役所が参加して負けるようなものはどうも、といったような感じを与えるような態度が、若干あるわけですが、ね。私は、むしろこれは実際は逆だと思つておられるのです。放つておいても勝つようなものは、農民自体にやらして

と、どえらい妙な言い方に末端にいくとなつてしまふ、大体うわさというものはそういうものですが、だから私は、先ほど局長も必要に応じて訴訟に参加する、またそのほかのものについても可能な援助を与える、こういう趣旨の二つ分けておっしゃっているのですが、こういうふうに分けますと、ああだいいふ態度が弱い、こういうふうには、やはりとられやすいと思ひます。すよ、これは。だからこれはそうじゃなしに、ともかく行政行為を非難する、そういう訴訟であることは実質的にはつきりしているのですから、これは全部農林省が一つ受け持つて、最後までがんばるということにしてみたらいいと……。そのお答えをもらおうと思つて、私はきょう実は来たのですからね。

○政府委員(安田善一郎君) 龜田先生の御希望と御意見はよく拝聴いたしましたので、農地解放の主体となりました法律に基いて、主体となりました農林省も責任を回避することになしに、適正に措置するように、特に京都農地事務局における何か発言があつたようでありまして、勝ちそうなのやつは参加したり応援するが、負けそうなのやつは態度でなしに、参加し、または援助する場合はどういふ場合が適當であるかというこの方で、勝ち負けの見込みというふうなことで取扱ひが変らないうちに、態度が変らないように、よく部内に申し伝へます。

さらに必要に応じ、適當に申しましたのは、時期の点もありまして、内容自体もありまして、回避したり、弱気を起す意味じゃなしに処理すること

を前提として申したのでありますが、農民自身の御尽力もお願いをしなければ、気がつかない場合もありましよう。あわせまして、その強力さ、適正さという点について、農民組合その他の御尽力、あるいは農業委員会、都道府県農業会というほかの関係団体が適切に処理して下さるということもありましよう。いきなり国が出てくる場合と、あとで知つて出てくる場合と、態様はいろいろありましようが、気持は、以上申し上げたようにしたいと思つております。

○委員外議員(龜田得治君) そういう多少でも例外は、私は設けられない問題だと思ひます。と言いますのは、本来ならばこれは国の農業委員会、それを相手に起してやるべき訴訟なのです。筋道がそういう常識的な線で起されておる訴訟であれば、いやでもこれは国が参加しておるわけですね。今まで、だから私はそれとの比較から見ても、相手が筋道をちよつと変えてきたからといつて、そこをこちらとして、二、三の回答をとるというところは許されぬと思ひます。で、これは総理大臣でも農林大臣でも、農地問題そのものに對しては、決してもう過去やつたこと

ではないのでしてね。この前の農地補償問題についても、これは態度がはつきりしておる。これはうらはらの問題です。だから、そういうわけですから、これは全部国として参加をして、そして國のやつたことがくずされないように努力するんだというふうには、私はやつてもらひたい。農林大臣がおられたら、私はほんとうは十分この点は責任をもつてお聞きしたいところなのですが、どうなのでしよるか。

○政府委員(安田善一郎君) だから繰り返してお答え申し上げるのでありますが、龜田先生の御意見と御希望を拝聴いたしましたので、その趣旨に沿ひまして事例が新たに出て参りましたから、それに應じて、農地解放の當時者でありました農林省が委任をいたしております都道府県を含め、また政府は法務省というものも入ると思ひますが、他の共同被告となつた場合と同じ気持で、差をつけたいということ、今後研究の上、やつていきたい、こういうふうには思ひます。

○委員外議員(龜田得治君) 大体表現の仕方は多少抽象的ですが、大体お氣持はわかつたやうですから、一応この程度にしておきます。重大問題ですから、大臣がお歸りになったら、再度機会を一つ見つけたらと思ひますが、そこで、これは農林省でそういうお氣持になつて下部の行政機関を指導されましても、やはりそれに対する人的並びに財政面の裏づけをしてやらないうとだめなのですね。で、そういうことがこれは予算はすでに通つてしまつてあるとありますが、もつと考慮する余地が何らかの方法でないのかどうかというところをお聞きしたいのです。これは時間がありませんから、こまかいことは言ひませんが、たとえば大阪では、農地関係訴訟が御承知のように全国一多いのです。しかも、ずば抜けて多いのです。現在でも六百五十三件あるわけですね。まあそういう意味では相当私どもも世話になつてゐるわけですが、その中でも東住吉区の西部農業委員会関係、この一つの農業委員会関係だけで百七十一件、件数にしてある。もう区内の農民は、ほとんど訴訟に引っぱ

り出されている格好なのです。そうしてまた、先ほど申し上げたような個人訴訟が起きてくるのも今まで訴訟をかかえておる地区においてやはり多いわけですから、比率的にどうしても、ところが、その農業委員会に対する国が出すところの費用ですね、委員の手当とか、あるいは職員の数と基準とか事務費とかそういうような問題、大体これは一律なんです。これはまあ積算の基礎を作る場合には、一つの準備というものを出来るわけでしょうが、それが大阪府にきて末端に配付される場合でも一律なんです。ところが、こ

ういう東住吉区の西部農業委員会といたような所へ行つて見ると、これは大へんな費用になつてゐるんです。そういう紛争自体を農業委員会がかかえておるだけではない、そういう場所です。それから、いわゆるこの転用の問題とかそういう問題が非常に多いんです。これは十分な調査をしないでは、そこに汚職事件とかいろいろなことが起りますから、やはりみんな調査をするというところにしないと、やはりこれはいかぬわけですね。そういう費用を含めると、ずいぶん金額になつておる。国からくる費用が何かほんのわずかなもの、全体に使われておる費用の、この点については、何かもう少し考慮する余地がないのかどうか。非常にむずかしい訴訟になりますと、京都事務局等にもお世話にはなりますが、同時に、やはり地元では何かの農地問題の詳しい弁護士を入れる事件もありま

す。そういう事件なんか非常な費用に上つておる。これは農地改革に関連して起きておる問題なんですね、いやさらに先ほど申し上げたような新しい問題が、またこういう所に付加されていくわけですが、予算上、何かもう少しめんどろを見るような方法ですね、そういう点は、考えられないでしょうか。それから京都事務局等に対しては、もう少しいつ訴訟関係の費用として、もう少しいつ点について。

○政府委員(安田善一郎君) 農地訴訟関係経費といたしましては、昨日御可決を下さりました本年度予算の中には、本省から農地事務局、都道府県には、交付金を含めまして、千六百二十五万五千円の予算が組んであります。御指摘の点もよく考えまして、その都道府県への配分に当りましては、都道府県別の訴訟件数、訴訟の審級、また、経費が要する時期とその事業の経過状態はどうであるかを勘案しまして、適切を期したいと考える次第であります。まず成立しました予算の範囲内で運用いたしまして、その後は、また適切にと思つておられます。

○委員外議員(亀田得治君) 私まあ詳しい資料などもらつておるのですが、これは別にしましよ。じゃそういう一つ考え方で、ぜひ具体的にですね、まあどうせ満足なことではないと思ひますが、幾らかでも国のそういう農地問題に対する考え方等がわかるような配分をしてやつてもらいたいと思ひます。

それからも一つの問題は、滋賀県の愛知川ダムの問題です。これは非常に数年前から紛争が解決しないままできてゐる問題ですが、現在までにどの程度国費がこのために出されてゐるのかお聞きしたい。

問題が、またこういう所に付加されていくわけですが、予算上、何かもう少しめんどろを見るような方法ですね、そういう点は、考えられないでしょうか。それから京都事務局等に対しては、もう少しいつ訴訟関係の費用として、もう少しいつ点について。

○政府委員(安田善一郎君) 農地訴訟関係経費といたしましては、昨日御可決を下さりました本年度予算の中には、本省から農地事務局、都道府県には、交付金を含めまして、千六百二十五万五千円の予算が組んであります。御指摘の点もよく考えまして、その都道府県への配分に当りましては、都道府県別の訴訟件数、訴訟の審級、また、経費が要する時期とその事業の経過状態はどうであるかを勘案しまして、適切を期したいと考える次第であります。まず成立しました予算の範囲内で運用いたしまして、その後は、また適切にと思つておられます。

○委員外議員(亀田得治君) 私まあ詳しい資料などもらつておるのですが、これは別にしましよ。じゃそういう一つ考え方で、ぜひ具体的にですね、まあどうせ満足なことではないと思ひますが、幾らかでも国のそういう農地問題に対する考え方等がわかるような配分をしてやつてもらいたいと思ひます。

それからも一つの問題は、滋賀県の愛知川ダムの問題です。これは非常に数年前から紛争が解決しないままできてゐる問題ですが、現在までにどの程度国費がこのために出されてゐるのかお聞きしたい。

度までに一億五千四百二十五万五千円、三十二年度には一億五百五十万五千円、三十三年度予算においては一億七千万円の経費を予定しております。

○委員外議員(亀田得治君) これは御承知のように、刑事事件がこのダムの問題では二つ過去において起きてゐる、これは局長もよく御存じの通りです。最初の刑事事件の跡始末もついておらない、これは官庁側から起されて、結局こちらの人被告になつて、最後にはそれは無罪放免、こういうことになつた事件ですが、それに対する跡始末がついておらない。そういう状態の中で、さらに今度は土地改良事業計画の公告に対する異議申立書を地元の農民の人が出した、農林大臣あてに。ところが、それがいつの間にか第三者によつて異議申立書が取り下げられたという、きわめて奇怪なこれは文書偽造の事件です。こういうものはさらに起きてきてゐる、これは結局犯人がわかつて、それは起訴になつておられます。そういうわけで、このダムに對して反対派の諸君から見れば、非常なこれはやはり感情的に刺激されてゐるわけですね。いやしくも農林大臣あてに出した書類を、賛成派の諸君が取り下げる、印鑑等を偽造して。そういうふうな点が一つあります。それから受益地帯の状況等も私も聞いておりますが、それほどこれは積極的じゃない受益地帯もそれからこれは最も大事なことは、この昭和二十八年の十月二十八日に官庁側と地元の村の人たちとの間で、契約書ができてゐる、その写しは持つておりますが、これは水没住民の了承を得た後取り返さ、こういうふう

な覚書が作られてゐるんです。結局これが、この覚書が問題になつて、刑事事件が起きたわけですが、刑事事件としては、それは協約に基づくものではなというところで、無罪になつたわけですね。無罪になつたのだから、従つて、覚書というものはこれは生きてくるわけですね、こういう覚書があるのですね。従つて、農林省としては、従来非常に慎重にやられてきたことは、私たちが知つてゐるわけですが、私が特に質問したいのは、最近の農地事務局では、ダムの賛成者が相当ふえてきた、こういうことを盛んにおつしやつておられます。なるほどそれは覚書があつても相ふえてきた、だから覚書に大体近いのではないかと、だからふうなことを、盛んにおつしやうなことを、盛んに京都市事務局では言つてゐる。ところが、実際に村に住んでゐる人たちが、だれとだれとが反対でだれとだれが賛成だということ、これははっきりしてゐるわけですね。それとして一人々々當つてみれば、集計もちゃんと出るわけですね。賛成者と反対者の人数並びに関係面積というものが、これは圧倒的に反対している人が多いんです。賛成者の人はどちらかといふと、別に村にその関係の深い人ではない人、あまり農業というところに執着を持っていない人とか、どうなつてもいいのだという人、そういう人が多いわけですね。そういうものをできるだけ拾ひ上げて頭数だけを若干そろえてゐる。そういうものと全然質的に比較にならないわけですね。しかも実際は、私は人数からいっても三分の二なんかなるはすがないと思ひます。反対者の諸君は、署名がある

わけですから、せんだつてももう一度判を押して直してみたいところが、やっぱり大体、多少は違つておられます、去年とは、だれとそんなに賛成、反対が逆になつてゐるような状態では絶対ないのです。これは資料もあなたの方へせんだけれど、留守でしたが、出してあるはずですが、私はそういう状態の中で、毎年々々こういう予算を組んでいくことは、農林省としてもあつちこつちたぐさんお金が要するに、はなはだこれは国費のむだづかいだと私は思ふのです。こんな問題をずっとこうやっていつてもなかなか最後は格好がつきませんよ。だから、ぜひ再検討をするようなことを、思い切つておやりになつた方が早いんじゃないか。そのかわり工事の場所なんかは多少違つてくるかもしれませんが。こちらの諸君だつて、まあというよりなことをやなして、もうちよつとそこを考へてくれ、こう言つてゐるのであつて、まあ場所が變れば設計のし直しなり、あるいは建設のための地盤等の関係で費用等が余計にかかるか、そういう点が予想されるかも知れません、しかし、それは了解を得てやるのであれば、こんな少しづつ毎年々々費用のむだ食ひをするよりも、経過は、私は、そういう面から見てもいいのじゃないかと思ひます。

で、京都事務局にもどうしてこういう状態であるの見込みのないのに、ただ少しづつやるのか、再検討したらどうなんでしょうか。一時は、この一月でしかた、そういう考えもちよつと局長としてはしゃべつておつたようですが、そう行つておられません。これは、時間

先方に行けば行くほど、両方とも

先方に行けば行くほど、両方とも

先方に行けば行くほど、両方とも

引つ込みがつかない状態に、深みに落ち込んでいくと思う。だから再検討するのであれば、やはりこの辺が時期だと思つてゐるのですが、どうでしょうか。

○政府委員 安田善一郎君 国營土地改良事業は、昭和二十六年に地元から申請がございまして、その後、御指摘のような紆余曲折を経まして今日に至つておるわけでございますが、亀田先生のような立場で事態を認識し、将来に対する態度をそりとつた方がいゝというお考えの方もおありとは思ひま

○委員外議員(龜田得治君) きよらの問題、実はもう少しいろいろあるんですが、委員長がおっしゃるような委員会の状況でありますので、またあらためて近いうちに機会を一つ与えていたいただくことをお願いして、きよりはこの程度で……。大へんありがとうございました。

○委員長(露政爾德君) 私から農地局長にお尋ねいたしたいと思ひます。土地改良基金制度についてお尋ねいたします。大体六十五億を資金運用部資金に入れて、その利子を土地改良事業の非補助事業に使う、こういう建前になつておるように承知いたしておりますが、その利子が一年に幾らか、それからその利子で利子補給をして、何分の利子にして貸し付けるのか、そうすると、その事業量は一年にどれだけぐらいできるのか、まず第一番にそれをお尋ねいたします。

○政府委員（安田善一郎君） 委員長の御質問の六十五億は、資金運用部に預金をいたしますと、六分の場合と五分五厘の場合とございますが、また初年度は、いづれも政府が預託をするか

ら、以下年々三億九千万円になるわけであります。これによりまする利子低下をするものと事業量は、三十三年度は二十五億六千五百万円くらい、約二十六億、三十四年度は三十二億六千五百万円、約三十三億、三十五年度以降は三十九億六千五百万円、約四十億、四十億の公庫の貸付に對しまする利子の低下をしていったら、一応この基金が回転していくのではないだろうかといふことで、目下そういう概算をいたしておるわけであります。

○委員長(黨政廣徳君) その三分五厘は、この補助金に換算したならば、どういふ年限で貸すのか。それからそれを補助金に換算したらどのくらいの補助金を支給したと同じぐらいになるのか、それを簡単に一つ。

すが、耕地整備として、御承知の予算項目に出ておりますものは、区画整理、暗渠排水、客土、農道とありますので、補助率が違いますので、ちよつとあれでございますが、三十八億円の予算では、九万五千町歩くらいの事業量が出ますので、六十億円くらいの融資ですと、九万町歩くらいの事業がやれる、農道は別であります、そんな比較になるわけであります。

○委員長（豊政廣徳君） 僕が質問するのは、三カ年据置、十五年を三分五厘で貸しつけると、多少はむずかしい問題かもしれないが、補助率ですと、補助をしてもらうとすれば、三割くらいの補助をもらったら同額になるか、四割くらいの補助をもらったら同額になるか、その点を聞いている。

おむね同等として取り扱う。補助率が違いますが、一般的に申しまして、補助と補助残融資を六分五厘にする限りにおきましては、おおむね三割補助の場合と匹敵すると思います。しかし、最近いろいろな意見も聞いたり、実態を調べました結果からいたしますと、相当長期にかかる仕事をいたしておりますものは、それにつながる団体事業は、補助の部分で一応一単位を完成する場合があるのと、次のつらなる単位のもの、五分融資でやる場合、農協の資金等で協調融資でやる場合等々がありまして、非補助で五分融資くらいでやっているものが一、こういうような割合で全国的に遠視できるのじゃないか。まあそういうふうにかりに見ますと、これは四割補助のような作用

ということにもよりますが、かりに初年度は九カ月と見ますれば、当然六十五億に六をかけるわけですから、二億九千五百万円になるわけでございます。この基金は、その運用益によりまして、三十三年度のみならず、将来もこの基金運用を六十五億でやります限りにおきましては、農林漁業公庫の非補助土地改良事業の融資額、昨年は五十五億、三十三年度は六十五億でございますが、その融通金の五分金利になつておりますが、土地改良基金のこの特別勘定から五分のものを、利子を一分五厘引き下げて、三分五厘でいきたいと思つておるのが目下の方針でございます。なお、その利子低下の財源になります運用益と申しますか、それは初年度で申しましたので、多少誤解があるといけないので申し上げますと、三十四年度以降は、年間まるまる預かつておるわけでありませうか

○政府委員(安田善一郎君) これは公庫資金の利子の引き下げでございますから、貸しつけました金と、金利を引き下げておる期間は、公庫の規定によりまして、十五年償還、据置三年と予定したもので運営していきたいと思つておるわけであります。なお先ほど申しました計數によりますれば、十三年から十五年間に、逐次事業がふえていきまして、十五年償還でございしますから、漸次事業量がふえてきまして、十五年たつたところで回収されてきますので、自後自転するのになつて欠けるところもあるかと思ひますが、びつちり合わない場合は、不足するか、若干余る。でありますから、まあ多い方と思つて十五年回転を考へておるわけであります。補助費につきましては、まあ団体営灌排事業は、原則として補助率四割、そのうちのポンプは五割でありますとか、団体営であります

切りかえていく、こういふような底意が一体ないですか。

○政府委員(安田善一郎君) 政府全体として、小団地等土地改良基金の設置そのものにつきましては、沿革的に見まして底意はないものと思ひますが、できまして運用を研究しますに當りまして以降の諸問題といたしましては、公庫によりまする金融を考えまして、その金融の金利を三分五厘といはしますと、災害復旧の場合に三分五厘の例があり、造船利子補給の三分五厘の例がございますが、日本の市中金融ベースはもちろんのこと、資金運用部資金等からきまする政府金融、制度金融、その面から見してもノーマルな問題ではないという説も一部にございます。他方、委員長から御指摘になりました何割の補助くらいに匹敵するかは比較はむずかしいのでございますが、補助が二割の農道で補助残の融資を六分五厘ですと、全部を五分の融資でやつてしまふという場合とも照応し得るということは机の上では出ないわけではございません。そこで、かに土地改良事業を小規模で農民の間に近い個人的性質が比較ある場合に補助は切りたいという説がないわけではないと思ひます。それはむしろ今後のことと思ひますが、農林省といたしましては三十二年度までにやつて参りました農林漁業公庫の非補助の五分の融資事業は五十五億ワクがありましたが、四十億しか消化いたしておりません。また各種の農業地域、土地改良事業の建設費の状況、また農業生産基盤としての土地と水の調整をするの對象需要は、目下手がけております。

千万円の事業をやりたいといふのに、どつちか補助金で五百万円やろ、あとの割当を五百万円やる、そういうふうにした場合においては、県庁の諸君は、末端の諸君は、この割当のそれを消化しようと思うと、割当の融資でやれといふようになる。だから、これはあくまでそういうことをさせぬでもこれは消化できるのだから、あくまでこのままある所にやらぬでもいいのだ。だから、よく説いて聞かせることは、指導することはいいけれども、割当といふことになってくると、ややもすると、じゃない、ほとんど私はそういう結果になってくるだらうと思ふ。それをおそれるから申し上げておるのです。そういう意味で、私は割当制ということは当初からやるべきではないといふことを申し上げておるのです。

〔議事進行と呼ぶ者あり〕

○委員長(重政廣徳君) ちよつと連記をとめて。

〔連記中止〕

○委員長(重政廣徳君) 連記を始め

○堀末治君 今の局長のお話も、委員長の質問と局長の答弁はよくわかるのですが、ただ私ども心配するのは、昨年閣議でなるべく補助は整理する、こういう閣議決定がなされて、そうしてことしの農林予算の第一次査定にはいろいろな補助がばすばす切られてきた。それがためにすいぶん問題が起つたことは私が申し上げるまでもなく農地局長もくと御承知のことです。ございますが、そんなことで、今度のこれが一種の補助を打ち切るときの何かのテスト・ケースのようなことで考えられて、そうしてもしこれがだんだんよく

切りかえていく、こういふような底意が一体ないですか。

○政府委員(安田善一郎君) 政府全体として、小団地等土地改良基金の設置そのものにつきましては、沿革的に見まして底意はないものと思ひますが、できまして運用を研究しますに當りまして以降の諸問題といたしましては、公庫によります金融を考えまして、その金融の金利を三分五厘といはしますと、災害復旧の場合に三分五厘の例があり、造船利子補給の三分五厘の例がございますが、日本の市中金融ベースはもちろんのこと、資金運用部資金等からきまする政府金融、制度金融、その面から見してもノーマルな問題ではないという説も一部にございます。他方、委員長から御指摘になりました何割の補助くらいに匹敵するかは比較はむずかしいのでございますが、補助が二割の農道で補助残の融資を六分五厘ですと、全部を五分の融資でやつてしまふという場合とも照応し得るということは机の上では出ないわけではございません。そこで、かに土地改良事業を小規模で農民の間に近い個人的性質が比較ある場合に補助は切りたいという説がないわけではないと思ひます。それはむしろ今後のことと思ひますが、農林省といたしましては三十二年度までにやつて参りました農林漁業公庫の非補助の五分の融資事業は五十五億ワクがありましたが、四十億しか消化いたしておりません。また各種の農業地域、土地改良事業の建設費の状況、また農業生産基盤としての土地と水の調整をするの對象需要は、目下手がけております。

ものだけでも、団体営灌漑で二十万町歩、特殊農業地帯の振興計画で土地改良事業をやるの一応立っており、計画でも九万七千町歩、団体営灌漑では十四万町歩必要だろうと思っておりますが、そのうち四万六千が計画が立っております。もう一万年、必要と認められますもの、うちで計画が立っております面積の半分以下であります。い、いわんや三十二年度まで、また三十三年度の予算を補助予算で事業の進捗度を見ても三割、必要な改良面積の半分以下である、計画面積の三割程度しかいってありませんので、まだ今後十年は将来の施設の老朽化を考えなくても補助も増し、低利融資も増すことが必要だと思っております。

○堀末治君 そうすると、私今お尋ねしたのに長い御説明を承りましたけれども、私は実際この土地改良のことは、よりやくこのごろ少し聞いて、全然しろうとですが、実はこの法律が立案されて、あなたの方と大蔵省という御折衝して、何かこう要綱のようなものを作られた、第一次、第二次あたりを作られたことを聞いておりますが、その第一次あたりに作られた要綱のようなのは、どうして漏れたのか私知りませんが、北海道の土地改良の連中が手に入れた、それをさしに調べてみると、どうしても補助を打ち切るといふふうなふうに読まれるというので、それではまことに北海道のような高額の補助をもらって、土地改良をやっているところとしてはどうして将来土地改良といふことはできないから、ぜひそういふことではないように補助は補助、これはこれと、別に

やってももらいたいといふことを要望して私のところに来たんですが、その後承るところによれば、だんだん要綱のようなのは直されて、そうして大體満足できそうなる要綱になったといふことを聞いていますのであります。しかし、北海道のごとき、あなたは御承知の通り、三年ごとには冷害がある。その冷害を防ぐには何としても土地改良にしろものはない。こういうことをあなたの方でも認めて、現に寒冷地農業対策地帯を作って、農林省はそれらに必要な立案をしている最中でありまして、その主としての対象は北海道でありまして、北海道としてはこの土地改良といふものに全力をあげてやっています。そんなふうなときに、もしもここでこの補助を打ち切られるというふうなことになる、北海道の土地改良といふものはどういふやれない。融資してやるというところもこれはけつこうでございまして、けれども、しかし北海道の農家は戸当り六十万円くらい借金を持っているというふうなことで、なかなかとてもその負担にたえられないといふことは、私よりもあなたの方でよく御承知の通りでありますから、なるべくならば、おそろしく今後十年間にはそういうことはないだろうといいますが、そういう補助を打ち切って、そちらの方に移行していくんだというふうな考えがないのなら、説明は長く要りませんから、そういう考えは持つておらないと、端的にはつきり言っていたことを私は希望いたします。

○政府委員(安田善一郎君) 限られた財政ワクの中でも補助予算は減らしたくない。伸ばして、ワクも増加いたしまして、補助事業の遂行を増加せしめるように持つていきたいと思ひます。あわせまして土地改良基金ができました以上は、三分五厘の低金利によります非補助事業も推進しまして、それが可能……それを受け入れて事業をやろうというところは、それによりまして推進したいと思ひますが、さらにそれだけでは十分なお答えでないかと思ひますので、補足いたしますと、補助事業はすでに前年度から引き続き実施をしているものの継続事業は優先的に、当然補助事業であります。新規事業でも、従来予算面に出ております各種の事業で申請があつて、とかく補助がいきにくかつたところなどは重点的に補助金を配付すべきものであります。また、国、県、市町村等と関連する団体営事業につきましても、両総用水等からは半分開く補助金で、半分開くは五分でもいいから融資でもつて、何しろ早く末端の事業効果を出すようにしたいという御希望も、私どもに申出もございまして、ポンプ、その他必要な水路等工事種類や農民負担等を考えまして、緊要なものを優先し、その他のものは打ち切らないように、それよりは比較的後順位にしながら一年の予算だけを考えずに継続して年々補助金と融資がある、こういうことを考えてその予算ワクと資金ワクの範囲内で適切に運用していきたいと思つておるわけでありまして。

○堀末治君 もう一つ、私あなたのお言葉どうも頭が悪くてピンとこないのですけれども、(笑)北海道のようないふ後進地、ことに寒冷地でありまして、土地改良をやらなければどうしても農地にならないといふ、そう

いうふうなわけですから、とにかく北海道あたり、これは北海道ばかりではない、全国ですが、土地改良が完成するまでは、いわゆるこの補助制度は打ち切らないで完成するといふ方針をかく、だから、ともかく農地局長のあなたがまず堅持していただくことを特に希望いたします、私の質問をこれでもって終ります。

○政府委員(安田善一郎君) 北海道において補助を打ち切る気はございません。○北村暢君 私はこの非補助小団地等土地改良事業助成基金といふのは、三十三年度の予算説明の当初にお伺いしたときには、補助の対象にならない小団地、こういうふうな理解しておつた。従つて国営あるいは県営の事業の付随する団体営であるとか何とかいうものではなしに、非常にさういふ今までの補助対象にならない小団地に対して、低利資金で融資をするのだと、こ

ういふふうな私どもは説明を聞いておつた。そういうふうな理解しておつた。ところが、今の話を聞いてみると、補助を打ち切る、そして融資に切りかえるというふうなことも出てくるようですから、これは私は非常に当初の私の聞いたのは間違ひなのか、当初そういう考え方であつて、後に今農地局長が説明をされたような形に変わったのか、この点を一つはつきりしていただきたい。

○政府委員(安田善一郎君) 北村委員の最初言われました小団地等土地改良基金の融資対象はどんなものかについては、北村委員の御理解されたときのその内容は私はよく知りません。年々補助金は計上されておるわけでありま

ざいます。この考え方と、当初の大臣の説明したものと非常に違っているんじゃないかというところを一つ私は感じている。それが違うということになるという、どうも私は今の説明では納得がいかないことが一つと、それからこの融資の対象になるものを希望するものにはやるんだという点からいって、今までの団体営の事業の速度を早めるために、重点的にこれを使っていく、そうして従来の国営事業の速度と、それから団体営の速度とあわせて土地改良の効果を上げる、こういうことも私はわからないわけではないんです。わからないわけではないんです。が、そういう面に使うことが主たる目的のためにこの融資というものに切りかえられるところは切りかえて、補助金を重点的に有効に使っていくんだ、こういうふうに考えられているようですが、そうだとするならば、一方は融資に切りかえるところが出てくる、そのまた補助金を有効に使う、これはそういうような考え方があるように感じますけれども、そうだとすれば、初めからこの非補助の土地改良、今までの補助の対象になっていなかったところの土地改良、自力でもできない、こういうふうな土地改良に対しては金がいかにいかに必要になるんじゃないかという感じがするんです。前の一度、考えられておる要綱の案を見ましたけれども、その第一番目の団体営、国営並びに県営事業に付随する団体事業、これに第一義的に融資をして、その残ったもので単独のものをやるんだ、こういうようなことになってきたように感じます。そうしますと、最初の標題にある非補助小団体等

というものが、その標題と中身とが非常に異なってくるんじゃないかというふうに感じている。この点についてもう少し了解のいくような説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(安田善一郎君) まず第一は、大臣の説明でございしますが、施政方針的なことを申された場合と、政務次官であったと思えますが、農林省といたしまして予算の説明を申しましたときに触れておりますが、さらに二月二十日の衆議院農林水産委員会における石田衆議院議員の質問に対する答弁、また二月十三日の予算委員会分科会における川俣衆議院議員の質問に対する答弁について見ますと、

北村委員の御指摘のような答弁はいたしておられないようでありまして、また非補助融資というものは、非補助というものは、補助金があるワケ内で補助事業として採択する場合は補助事業になりませんが、まあ補助には、年々補助金にはワケがございまして、補助金交付対象に本年度ならなかったという場合に、補助金は交付されない場合、補助金なしで政府の公庫融資事業によりまして公庫の資金を利用して、それで事業をする、そういう場合をも含めて言っておるのでございまして、補助予算が計上してあるときは補助を受け得る可能性がある、そういう事業種類というものは全部除くことは当初から考えておらないのでございまして。

○東隆君 それでは、この資金が、土地改良関係に対してプラス・アルファになると、こういうことを農地局長、言い切ることができるのですか、この分だけは。

○政府委員(安田善一郎君) 言えると思います。なぜかと申しますと、これがなければ、公庫の五分の非補助融資しか目下は低利融資はございせんから、そのものを三分五厘にして農民の負担を軽くしていく場合については、まさにその通りだと思えます。

○東隆君 本年度の土地改良の予算が、前年度とほぼ同様と、こういう前提のもとにプラス・アルファになると、こういうふうな説明の方がいいと思っておりますが、その場合、今年度における土地改良の総予算というものは、前年度とほぼ同じになっているのじゃないか、こういうふうに考えるのですか、どうですか、その点。

○政府委員(安田善一郎君) 団体営補排事業の補助予算と耕地整備の補助予算はおおむねお話しのようにございまして、それとの関連で見ますと、土地改良を必要とする面積と計画立てておる面積との関係でも、予算、資金ともに足りませんから、事業効果を促進する、早く発掘させるよう低利の非補助融資の制度ができることは悪いことじゃないと、こう思っております。

○東隆君 今までの土地改良の場合に於いて、国営、それから都道府県営、団体営、この関係は、私はある程度一定の割合がなければならぬ。それと同時に計画に関連性がないと効果が上がらないと思ふ。ところが、中身をいかに考えてみますと、国の分は特別会計、あるいは公団、そういうようなものができておられますし、非常に強化されているけれども、ところが、都道府県営のもの、あるいは団体営のもの、そっちの方面の伸展といえますか、

私は停頓しているのじゃないか、かつてマイナスになってきていたのじゃないか、こういう感を深くするのではありませんか、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(安田善一郎君) おおむねお話し通りでございます。ただ、国営が特別会計を中心にしてしまったり、また予算も、編成するときに地区別にもよく検討してつける。一般会計の国営分等において最近若干ながらも事業の進捗があります。また、ただいま申し上げましたように、おおむね補助は前年度と同じで、低利非補助融資をさらに一つつけ加えたいということがございまして、国営付帯県営とかその他の県営事業、また北海道でいへば道営事業、この分は二億ぐらいのものを予算が組まれておるところでございまして、まあ中ぐりになっておると申しますが、そういう点も理想的な観点からいへばあります。今後努力をしまして各種事業を並進して早期効果の達成ができれば、予算、資金の確保に努めたいと思っております。

○東隆君 実は今まで大蔵省と農林省の関係で、私は土地改良なんかでもつて、いつも大蔵省にしてみれば、とやういふ面があると思ふのです、それは、たとえば積雪寒冷地帯の関係でもつて小団地の仕事をやる、そういうような面がでてきておると、土地改良総体のワケから減らされていくという問題も出てきておる。まあいろいろ問題が出てくるわけですが、今回の場合もどうもそのおそれが非常に多いのじゃないか、ことに今の中の方が少し

くびれておると、こういうふうなところからこの制度がそこに補助をされる、こういうふうなところが非常に多い、こう考へるのですが、それは端的に言えば補助金でやる仕事はだんだん減っていくと、こういうふうな現象になって現われてくる、こう思ふのですか、この点はどうですか。

○政府委員(安田善一郎君) いろいろ申されました結論は、遺憾ながら東委員と私は必ずしも同一でございせん。以上申しましたような予算、資金の現状でございまして、国営の進捗度を早め出した新制度もまた、予算、資金の確保に……末端の団体営小団地の非補助低利融資事業を新たに初年度ですか、本年度から設けたこともありますが、上と下と申しますか、国営と団体営の間のはさみ撃ちで、その円滑な早期完成事業施行の欠陥を今後つきまして、その事業の伸びるよう、予算、資金の確保を努めるべきだと、努めたいと思っております。

○東隆君 もう一つ、実はこの関係は、これは大蔵委員会でもつて審議をされるわけですが、従つてこの農林委員会でもつて実は相当関心があるのですけれども、そいつが大蔵委員会に反映をしないと思ふのです。そこでもう少し農林省の方で取扱いのいろいろな手続、その他あるいは大蔵省との交渉の経過、そういうようなものについて相当各委員は明らかにしておきたいと思つておるのじゃないかと、こう思ふのですが、そういう点を一つもう少し資料その他によつて明らかに説明をしていただくと、こう思ふのですが、そうして本日はもうだいたいおそくなつておる

のでありますから、私はそういうふうな取り計らいを一つお願いします。

○委員長(重政廣徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政廣徳君) 速記つけて。

本日は、この程度にいたしまして散会いたします。

午後五時三十四分散会